

古賀市次世代育成支援 後期行動計画

家庭や地域が共働し、子ども親もこころ豊かに生きるまち **こが**



平成22年3月

古賀市

はじめに

少子化が大きな社会問題として取り上げられてから久しくなりますが、古賀市におきましても、総人口に占める年少人口（15歳未満）の割合が年々減少し、平成21年には14.6%となっており、少子化は着実に進行しております。

国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子育てしやすい環境をつくるため、すべての自治体に平成17年からの10年間で集中的・計画的な取り組みを行うよう、次世代育成に関する行動計画の策定を義務づけました。古賀市におきましても、将来の古賀市を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」と「古賀市青少年プラン」に基づき、子どもと子育て家庭への支援に取り組んできましたが、長期的な不況、仕事と子育ての両立の問題やひとり親家庭の増加、児童虐待の深刻化などの新たな課題が発生するなど、子どもと子育てを取り巻く環境はますます厳しい状況となっております。

この度、これらの状況を踏まえ両計画の見直しを行い、発展的に統合させた「古賀市次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。この計画では、「家庭や地域が共働き、子どもも豊かに生きるまち かが」を基本理念として、安心して子どもを産み、楽しみながら子育てができるまちの実現に向けた施策を推進してまいります。

そのためには、行政がその役割を果たすことはもちろん、保育所・幼稚園・学校をはじめ、企業や民間団体、そして家庭や地域の皆様が、それぞれの役割を担い、連携・共働きのもとに子どもの健全育成と子育て支援に取り組んでいくことが最も重要であります。将来の地域を担う子どもたちのために、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ニーズ調査の実施をはじめ本計画の策定にあたり、多くの市民の皆様や関係者の皆様、そして古賀市次世代育成支援後期行動計画策定委員の皆様から貴重なご意見、ご協力をいただきましたことまことにこころからお礼申し上げます。

平成22年3月

古賀市長 **中村 隆象**





第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画策定の方法	4
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	7
1 人口・世帯の状況	8
2 人口動態・就労の状況	13
3 子どもや子育てをめぐる現状	18
第3章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	23
1 子どもの健やかな成長のための環境整備	24
2 子どもの健康や生活習慣	25
3 子育て支援・保育サービスの充実	28
4 仕事と生活の両立	31
5 子どもの安全の確保・遊び場の充実	33
第4章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策の体系	38
第5章 施策の具体的な取り組み	39
基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する取り組みの充実	40
基本目標2 子どもと母親の健康の確保	51
基本目標3 地域における子育て支援の充実	55
基本目標4 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実	61
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備・子ども等の安全の確保	65
事業一覧	72
第6章 目標事業量の設定	75
第7章 計画の推進体制	77
資料編	79

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下など、さまざまな課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年 6 月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の 4 つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、さまざまな対策を実施してきました。

こうした取り組みにもかかわらず、平成 17 年において、わが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数 106 万人、合計特殊出生率^{※1}が 1.26 と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行がみられました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※2}）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針においては、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

このような国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため、古賀市における子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的、計画的に推進するための指針として古賀市次世代育成支援後期行動計画を策定しました。

※1 **合計特殊出生率**：15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数を示す。人口を維持するためには、2.08 前後（人口置換水準）が必要とされている。

※2 **ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画にあたる古賀市の行動計画です。

本計画は、子ども^{*注}や子育て家庭などを対象とし、「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」及び「古賀市青少年プラン」の取り組みについての評価・検証とサービス利用者の意向及び生活実態、サービスの量的・質的なニーズを把握した上で、古賀市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。なお、本計画の施策体系は、国の策定指針に基づいて策定しています。

また、本計画ではこれまでの市の取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性、連携を図っています。

※注 本計画における「子ども」という表記は、0 歳からおおむね 18 歳までの子どもを指します。

根拠法令

<次世代育成支援対策推進法>

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- （4～8 省略）

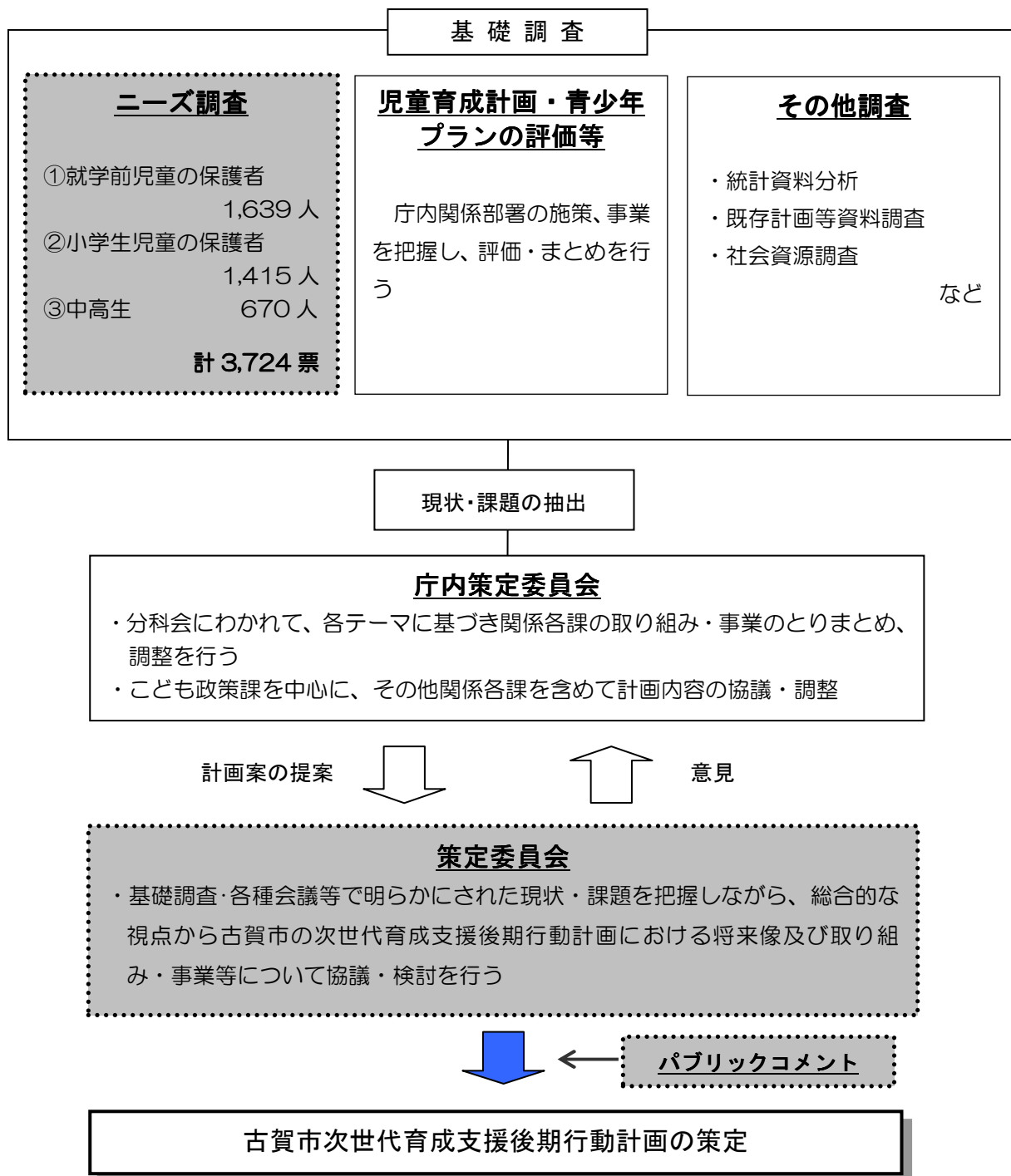
3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法において、市町村行動計画は 5 年を 1 期として策定することが定められています。古賀市においては、「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」と「古賀市青少年プラン」に関する評価・検証を平成 21 年度に行った上で、両計画を 1 本化し、平成 22 年度からの 5 年を古賀市次世代育成支援後期行動計画の期間とします。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
古賀市児童育成計画（Angel Plan）								
	古賀市青少年プラン							
			見直し	古賀市次世代育成支援後期行動計画（本計画期間）				

4 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制



※ **策定委員会** は、住民参加による策定プロセスを示す

(2) ニーズ調査の実施概要

① 目的

本調査は、古賀市次世代育成支援後期行動計画を策定するにあたり、住民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するため実施しました。

② 調査概要

- ・ 調査地域 : 古賀市全域
- ・ 調査の種類 : ①就学前児童の保護者対象調査、②小学生児童の保護者対象調査、③中高生対象調査
- ・ 調査対象者 : 【就学前児童】 古賀市内在住の就学前児童をお持ちの保護者
【小学生児童】 古賀市内在住の小学生児童をお持ちの保護者
【中 高 生】 古賀市内の中学1年生から3年生
古賀市内の高校1年生から3年生
- ・ 調査期間 : 【就学前児童】 平成20年10月8日～11月10日まで
【小学生児童】 平成20年10月28日～11月10日まで
【中 高 生】 平成20年10月28日～11月10日まで
- ・ 調査方法 : 【就学前児童】 区長を通じて配布、郵送による回収
【小学生児童】 小学校を通じて配布・回収
【中 高 生】 各学校を通じて配布・回収

	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童調査	1,639	919	56.1%
小学生児童調査	1,415	1,022	72.2%
中高生調査	670	639	95.4%

第 2 章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

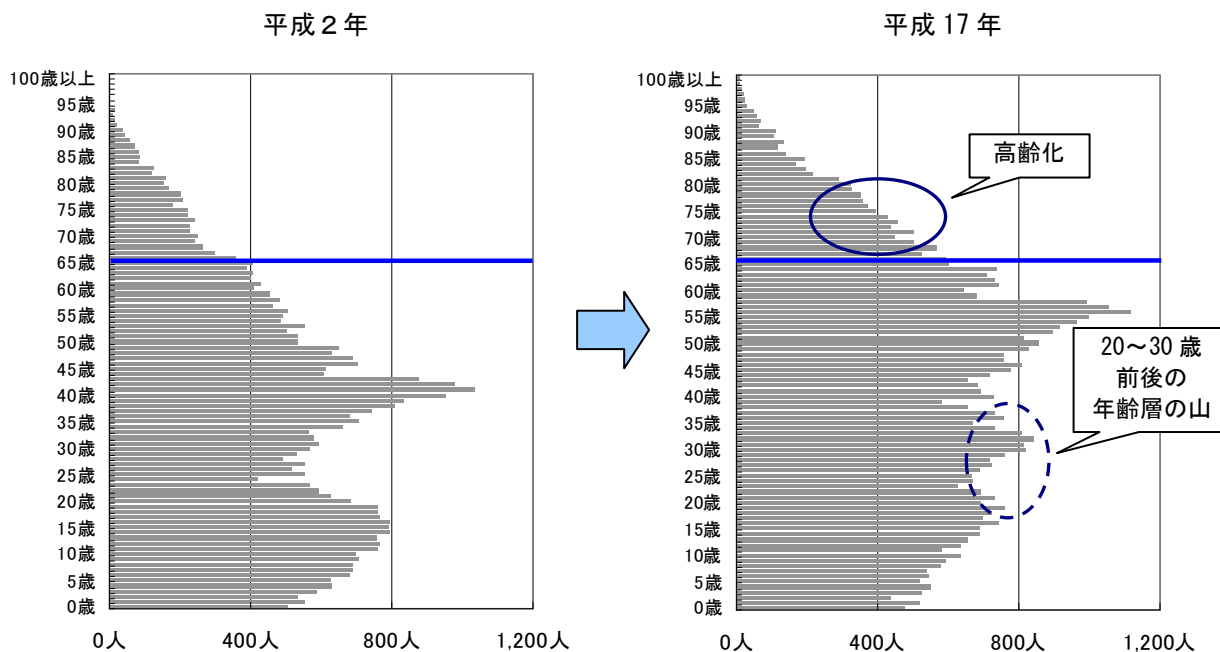
1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の推移

平成2年と平成17年における古賀市の人口構成をみると、子どもの人口は減少し、65歳以上の高齢者が増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、平成17年において、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢層が山を形成しているものの、子どもの人口は増加していないことから、古賀市においても未婚化・晩婚化や、出生率低下の傾向があることがうかがえます。

<古賀市の人口構成の推移>



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

古賀市の総人口は、平成2年の45,725人から平成17年の55,943人と15年間で約10,000人増加しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0歳～14歳)は15年間で約1,500人減少(人口構成比で6.6ポイント減)しているものの、生産年齢人口(15歳～64歳)と老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、それぞれ約7,000人(人口構成比で0.7ポイント増)・約4,000人(人口構成比で5.9ポイント増)増加しています。

このように、古賀市では、少子高齢化の傾向がみられます。

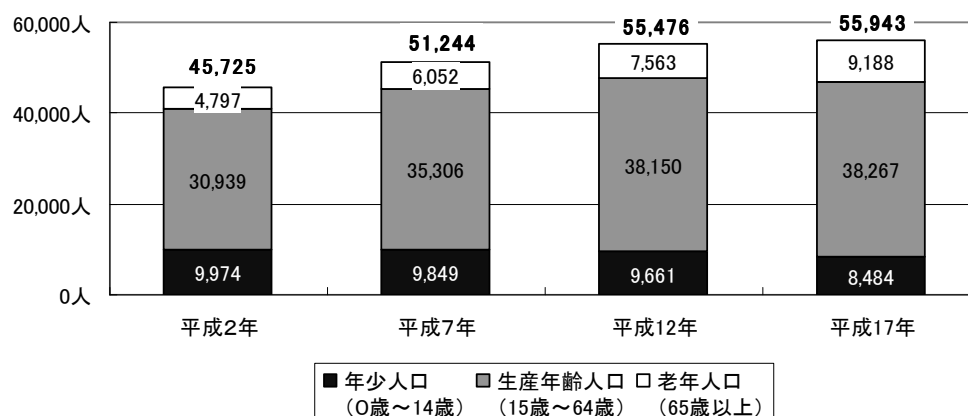
<古賀市の年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年 (参考)
総人口	45,725	51,244	55,476	55,943	58,003
年少人口(0歳～14歳)	9,974	9,849	9,661	8,484	8,455
構成比	21.8%	19.2%	17.4%	15.2%	14.6%
生産年齢人口(15歳～64歳)	30,939	35,306	38,150	38,267	39,591
構成比	67.7%	68.9%	68.8%	68.4%	68.3%
老年人口(65歳以上)	4,797	6,052	7,563	9,188	9,957
構成比	10.5%	11.8%	13.6%	16.4%	17.2%
年齢不詳	15	37	102	4	0

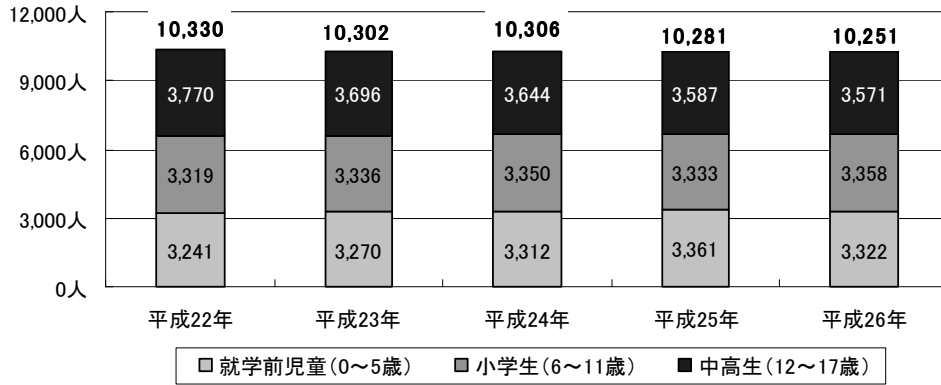
資料：国勢調査(10月1日)、平成20年のみ住民基本台帳(10月1日)

<古賀市の年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査

＜【参考】古賀市の子どもの推計人数＞



※推計値は、ニーズ量算出の際に行った人口推計の数値を使用

(3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、総世帯数は平成2年から平成17年にかけて増加傾向にあり、約6,000世帯増えています。

また、核家族世帯においては約4,000世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから核家族化が進行していることがうかがえます。

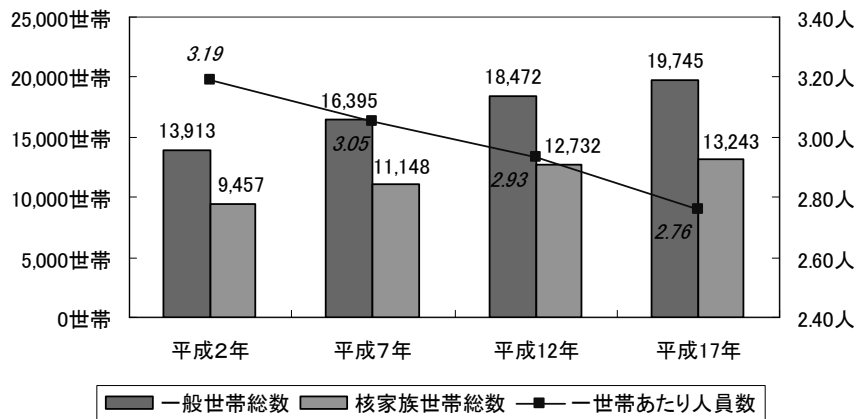
＜古賀市の世帯構成の推移＞

単位：世帯、人

	総世帯数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一世帯人員数
			核家族世帯				その他の親族世帯				
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
平成2年	13,913	11,490	9,457	1,968	6,505	127	857	2,033	21	2,402	44,430
平成7年	16,395	13,237	11,148	2,579	7,230	176	1,163	2,089	39	3,119	49,936
平成12年	18,472	14,843	12,732	3,332	7,675	217	1,508	2,111	50	3,579	54,086
平成17年	19,745	15,292	13,243	3,697	7,563	253	1,730	2,049	104	4,349	54,592

資料：国勢調査

＜古賀市の核家族世帯等の推移＞



資料：国勢調査

（４） 6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移

6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移をみると、6歳未満の親族のいる世帯については平成12年に増加しているものの、平成17年では減少しており1,937世帯となっています。

また、18歳未満の親族のいる核家族世帯については平成2年から平成12年にかけて増加傾向にあるものの、平成17年では減少しており、5,011世帯となっています。

＜古賀市の6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移＞

単位：世帯

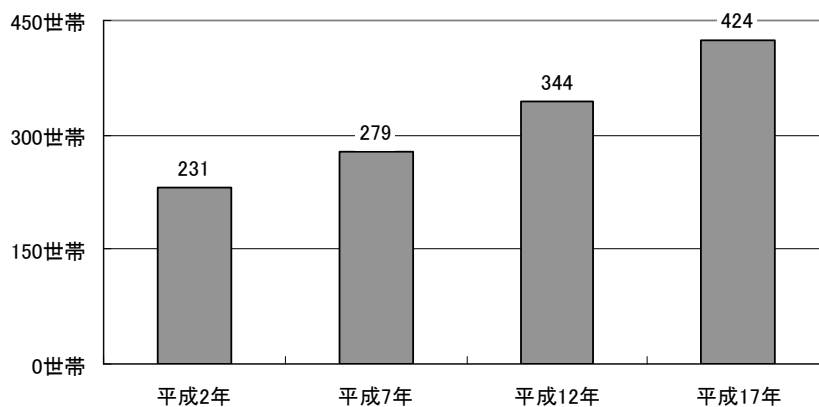
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数 ①	13,913	16,395	18,472	19,745
6歳未満の親族のいる核家族世帯数 ②	1,967	1,959	2,138	1,937
構成比 ②/①	14.1%	11.9%	11.6%	9.8%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数 ③	5,157	5,357	5,482	5,011
構成比 ③/①	37.1%	32.7%	29.7%	25.4%

資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（20歳未満の子どもがいる母子家庭、父子家庭）の推移をみると、平成2年から平成17年にかけて増加しており、平成17年には424世帯となっています。

＜古賀市のひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査



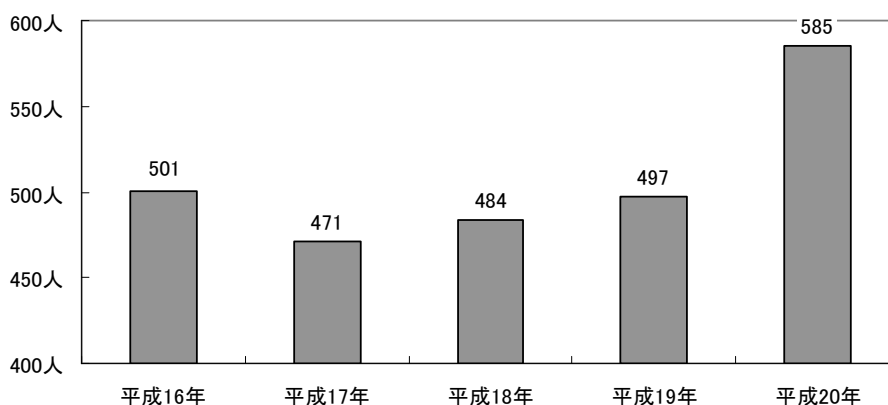
2 人口動態・就労の状況

(1) 出生数・出生率※の推移

出生数の推移をみると、平成17年以降は増加傾向にあり、平成20年では585人となっています。

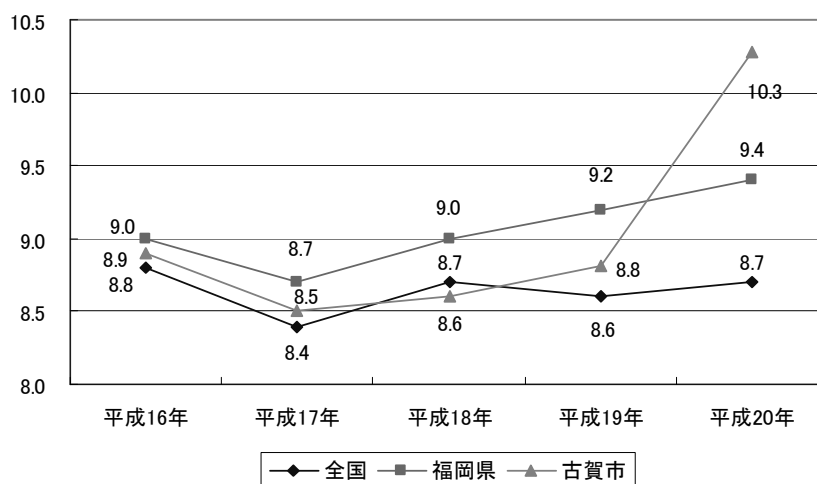
また、出生率（人口千人対）について全国・福岡県と比較すると、平成16年から平成19年にかけては全国・福岡県に近い数値で推移しているものの、平成20年では10.3となっており、全国・福岡県を大きく上回っています。

＜古賀市の出生数の推移＞



資料：福岡県 調査統計課

＜古賀市の出生率の推移（全国・福岡県との比較）＞



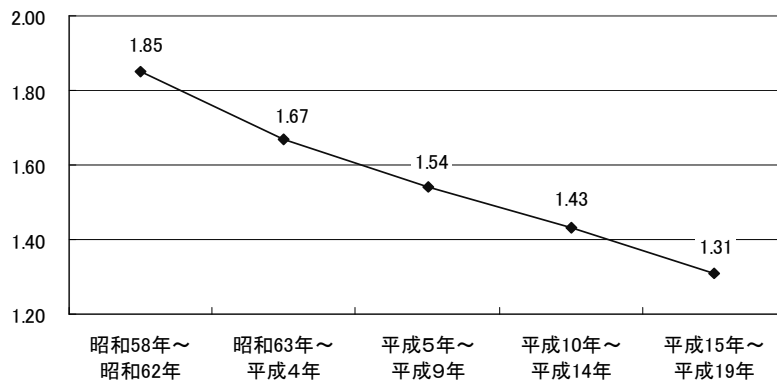
資料：福岡県 調査統計課

※ **出生率**：一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和58年から平成19年にかけて減少しており、平成15年～平成19年で1.31となっています。

＜古賀市の合計特殊出生率の推移＞



資料：古賀市 こども政策課

＜全国・福岡県の合計特殊出生率の推移＞

	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年
全国	1.69	1.50	1.39	1.32	1.34
福岡県	1.62	1.47	1.38	1.29	1.34

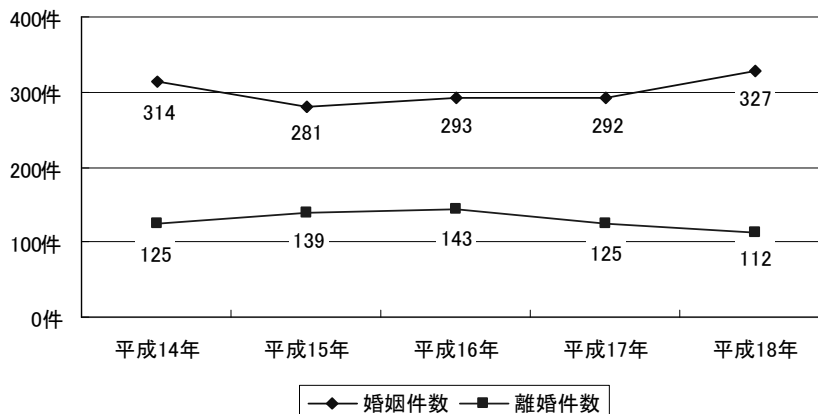
資料：厚生労働省 人口動態統計

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成15年以降増加傾向にあり、平成18年では327件となっています。

離婚件数については、平成14年から平成16年にかけては増加しているものの、それ以降は減少傾向にあり平成18年では112件となっています。

＜古賀市の婚姻・離婚件数の推移＞



資料：福岡県 調査統計課

(4) 未婚率の状況

女性の未婚率の推移をみると、ほとんどの年齢層において未婚率が増加しています。特に25～29歳と30～34歳の未婚率は平成2年には40.3%、11.3%だったのに対し、平成17年には63.7%、33.1%と大きく伸びています。

このことは、古賀市の女性の未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

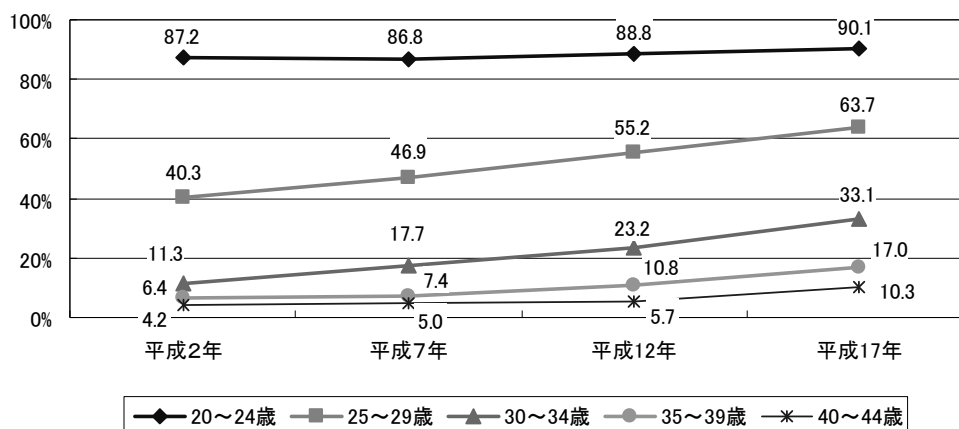
＜古賀市の女性の未婚者数・未婚率の推移＞

単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15～19歳	1,960	2,016	1,989	1,840	1,901 97.0%	1,991 98.8%	1,972 99.1%	1,823 99.1%
20～24歳	1,503	2,044	1,954	1,813	1,310 87.2%	1,774 86.8%	1,736 88.8%	1,633 90.1%
25～29歳	1,434	1,549	2,018	1,842	578 40.3%	726 46.9%	1,113 55.2%	1,174 63.7%
30～34歳	1,562	1,626	1,754	2,030	177 11.3%	288 17.7%	407 23.2%	672 33.1%
35～39歳	1,895	1,831	1,859	1,754	121 6.4%	135 7.4%	200 10.8%	298 17.0%
40～44歳	2,257	2,126	2,065	1,860	94 4.2%	107 5.0%	118 5.7%	191 10.3%
45～49歳	1,627	2,440	2,252	2,079	66 4.1%	114 4.7%	109 4.8%	116 5.6%

資料：国勢調査

＜古賀市の女性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

男性の未婚率の推移をみると、ほとんどの年齢層で増加傾向にあります。特に30～34歳と35～39歳の未婚率は、平成2年には26.1%、11.2%だったのに対し、平成17年には45.6%、27.4%と伸びが顕著です。

このことは、古賀市の男性においても未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

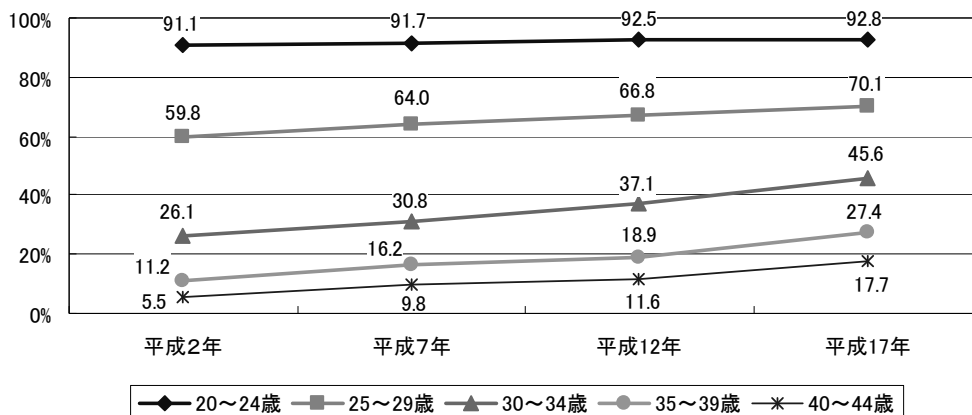
＜古賀市の男性の未婚者数・未婚率の推移＞

単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
15～19歳	1,913	2,040	1,931	1,774	1,862 97.3%	2,034 99.7%	1,924 99.6%	1,769 99.7%
20～24歳	1,389	1,996	1,795	1,603	1,265 91.1%	1,830 91.7%	1,660 92.5%	1,488 92.8%
25～29歳	1,209	1,545	1,925	1,714	723 59.8%	989 64.0%	1,286 66.8%	1,202 70.1%
30～34歳	1,407	1,411	1,695	1,985	367 26.1%	435 30.8%	629 37.1%	905 45.6%
35～39歳	1,883	1,652	1,660	1,644	211 11.2%	267 16.2%	314 18.9%	451 27.4%
40～44歳	2,191	2,039	1,867	1,617	120 5.5%	199 9.8%	216 11.6%	286 17.7%
45～49歳	1,661	2,328	2,155	1,848	56 3.4%	127 5.5%	177 8.2%	191 10.3%

資料：国勢調査

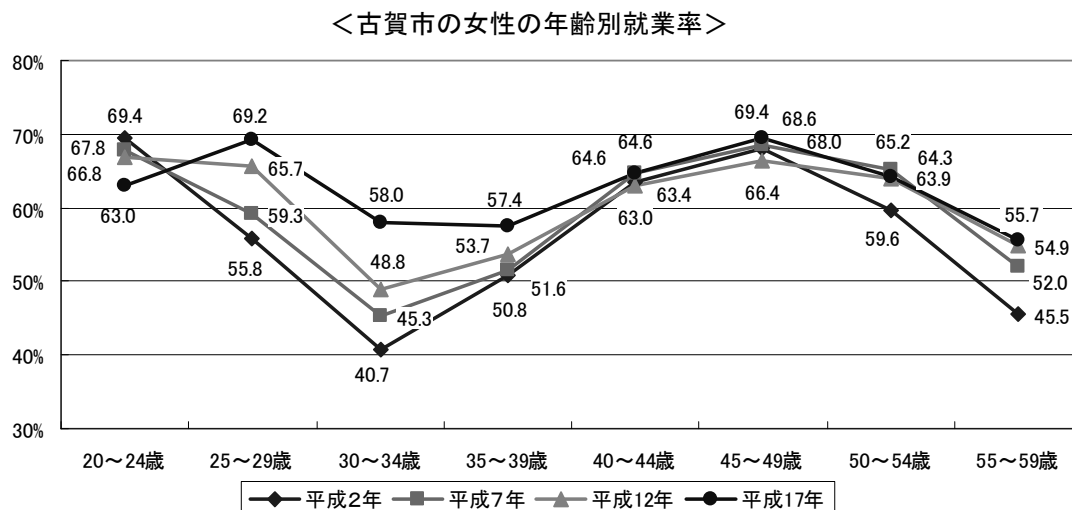
＜古賀市の男性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

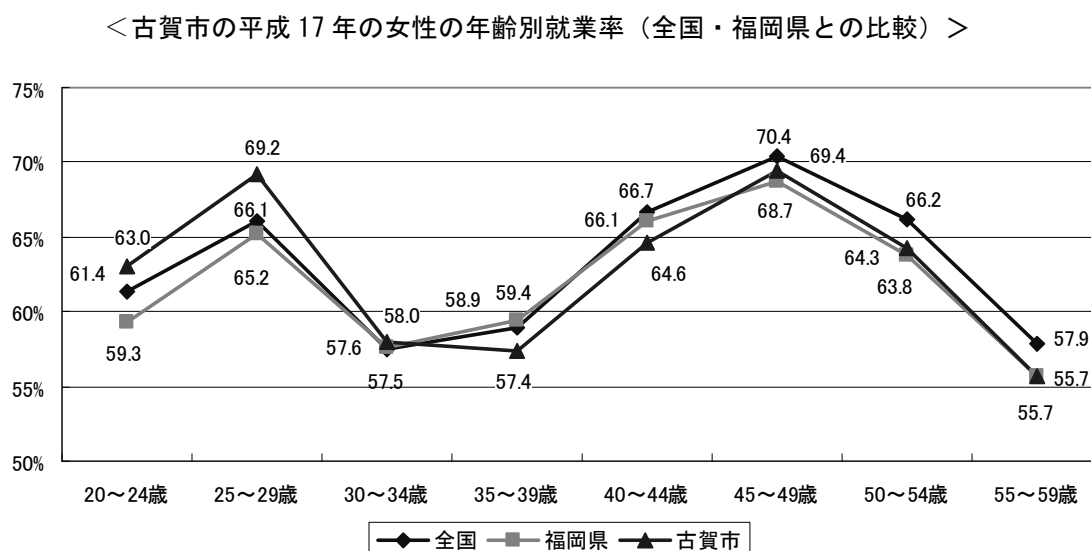
(5) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、30～34歳の就業率が低下するM字曲線を描いています。しかしながら、25～34歳の年齢層では年々就業率が高まる傾向にあり、平成2年と平成17年を比較すると、25～29歳では約13ポイント、30～34歳では約17ポイントの差が生じています。このことから、子どもを産み育てる年齢層において離職をする人が減少していることがわかります。



資料：国勢調査

平成17年の女性の年齢別就業率について、全国・福岡県と比較すると、20～34歳では全国・福岡県を上回っているものの、その他の年齢層では、いずれも全国・福岡県の間及び下回る数値となっています。



資料：国勢調査

3 子どもや子育てをめぐる現状

(1) 認可保育所（園）の状況

現在、古賀市には、認可保育所（園）が9園あり、入所（園）児童の総数は、平成16年度から平成19年度にかけて増加傾向にあるものの、平成20年度では減少しており932人となっています。

<保育所（園）の状況>

単位：人

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公立	恵保育所	定員	90	90	90	90	90
		入所児童数	78	85	97	101	98
	久保保育所	定員	70	70	70	100	100
		入所児童数	88	90	93	114	106
	鹿部保育所	定員	70	90	90	120	120
		入所児童数	51	78	94	114	101
五楽保育所	定員	60	60	60			
	入所児童数	69	53	43			
庄保育所	定員	70	70				
	入所児童数	67	79				
私立	慈照保育園	定員	90	90	60	60	60
		入園児童数	47	58	57	56	50
	五所保育園	定員	120	120	120	120	120
		入園児童数	133	137	140	138	136
	花見光保育園	定員	120	120	120	120	120
		入園児童数	149	151	147	147	142
	花鶴どろんこ保育園	定員	90	90	90	90	90
		入園児童数	95	109	111	108	116
	ほづみ保育園	定員	60	60	60	60	60
		入園児童数	64	67	75	85	80
庄ひかり保育園	定員			70	90	90	
	入園児童数			81	93	103	
合計【入所（園）児童数】			841	907	938	956	932

資料：保育所月報（各年度末）

※庄保育所は平成18年度より庄ひかり保育園に移譲
 ※五楽保育所は平成18年度をもって閉所

(2) 幼稚園の状況

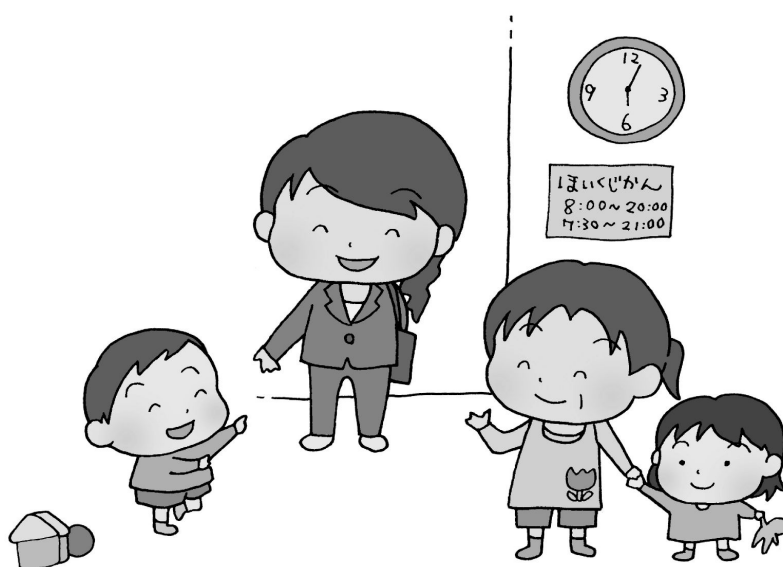
現在、古賀市には私立幼稚園が4園あります。入園児童数をみると、平成17年度に減少しているものの、それ以降は増加傾向にあり、平成20年度では804人となっています。

<幼稚園の状況>

単位：人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
花鶴丘幼稚園	定員	320	320	285	285	225
	入園児童数	221	190	202	199	217
天照幼稚園	定員	270	270	270	270	270
	入園児童数	213	208	208	222	200
暁の星幼稚園	定員	315	315	315	315	315
	入園児童数	162	144	153	165	159
やまびこ幼稚園	定員	105	105	140	140	200
	入園児童数	112	150	184	204	228
合計【入園児童数】		708	692	747	790	804

資料：古賀市 こども政策課



(3) 小・中学校の状況

古賀市には現在、小学校8校と、中学校3校があります。小学校では、児童数は年々減少傾向にあり、平成16年度から20年度にかけて193人減少しています。

また、中学校では学級数・生徒数ともに減少傾向にあり、生徒数は平成16年度から20年度にかけて243人減少しています。

<小学校の状況>

単位：人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
青柳小学校	学級数	12	12	12	12	12
	児童数	324	311	307	311	312
小野小学校	学級数	14	13	12	12	12
	児童数	423	408	386	379	377
古賀東小学校	学級数	13	14	12	14	15
	児童数	446	439	433	426	428
古賀西小学校	学級数	14	14	16	16	16
	児童数	448	446	460	470	469
花鶴小学校	学級数	12	12	12	12	13
	児童数	297	295	291	307	342
千鳥小学校	学級数	18	18	18	18	17
	児童数	596	582	571	560	533
花見小学校	学級数	14	15	16	16	18
	児童数	458	482	507	498	517
舞の里小学校	学級数	19	19	19	17	16
	児童数	656	615	577	537	477
合 計	学級数	116	117	117	117	119
	児童数	3,648	3,578	3,532	3,488	3,455

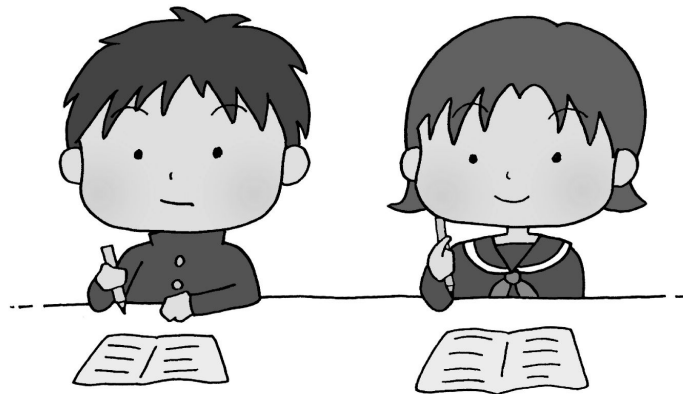
資料：学校基本調査

<中学校の状況>

単位：人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
古賀中学校	学級数	15	15	15	15	16
	生徒数	554	535	524	527	556
古賀北中学校	学級数	26	25	23	23	23
	生徒数	963	929	865	873	862
古賀東中学校	学級数	14	14	14	12	12
	生徒数	545	513	505	439	401
合 計	学級数	55	54	52	50	51
	生徒数	2,062	1,977	1,894	1,839	1,819

資料：学校基本調査



第 3 章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

本計画の策定にあたって実施した基礎調査やニーズ調査などから、古賀市の子どもや子育てを取り巻く環境の向上に向けて、以下のような課題がみえてきました。

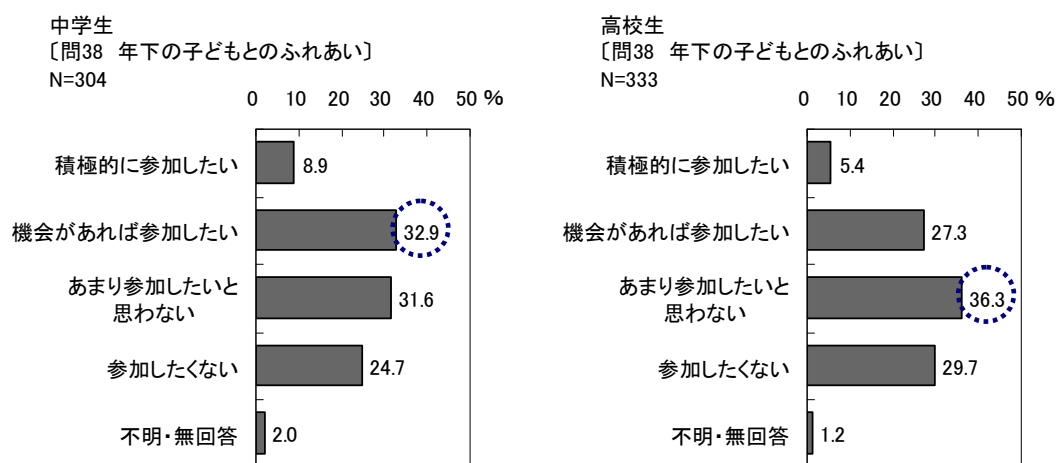
今後は、これらの課題を踏まえながら、家庭・地域・企業・行政などが一体となって子育て支援を進めていくことが必要となります。

1 子どもの健やかな成長のための環境整備

まちの将来の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育み、その健やかな成長を支援する環境を整えるため、地域活動・体験活動の充実や、子どものための相談体制の充実が必要です。

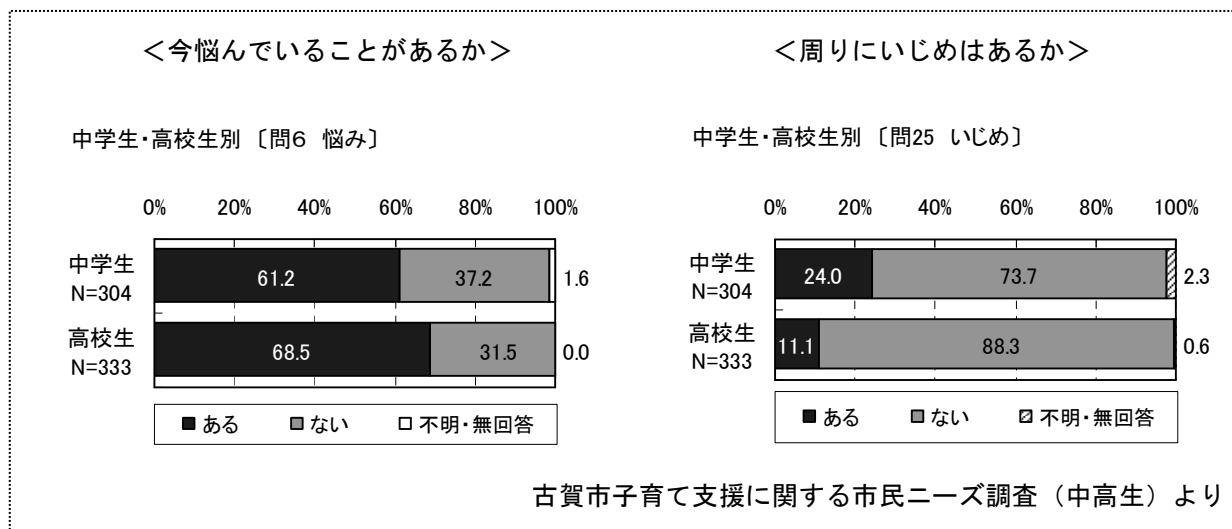
古賀市ではさまざまな地域活動や体験活動が行われており、中高生においては、その経験や参加意欲があることがうかがえますが、地域活動等への参加意欲に関して、中学生と高校生で差がみられます。そのため、今後は、より一層学校と地域が連携して地域活動や体験活動を充実させていくとともに、中高生の積極的な参加を促すことが重要となります。

<年下の子どもたちの遠足やキャンプなどに、リーダーとして参加する機会があれば、参加したいと思うか>



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（中高生）より

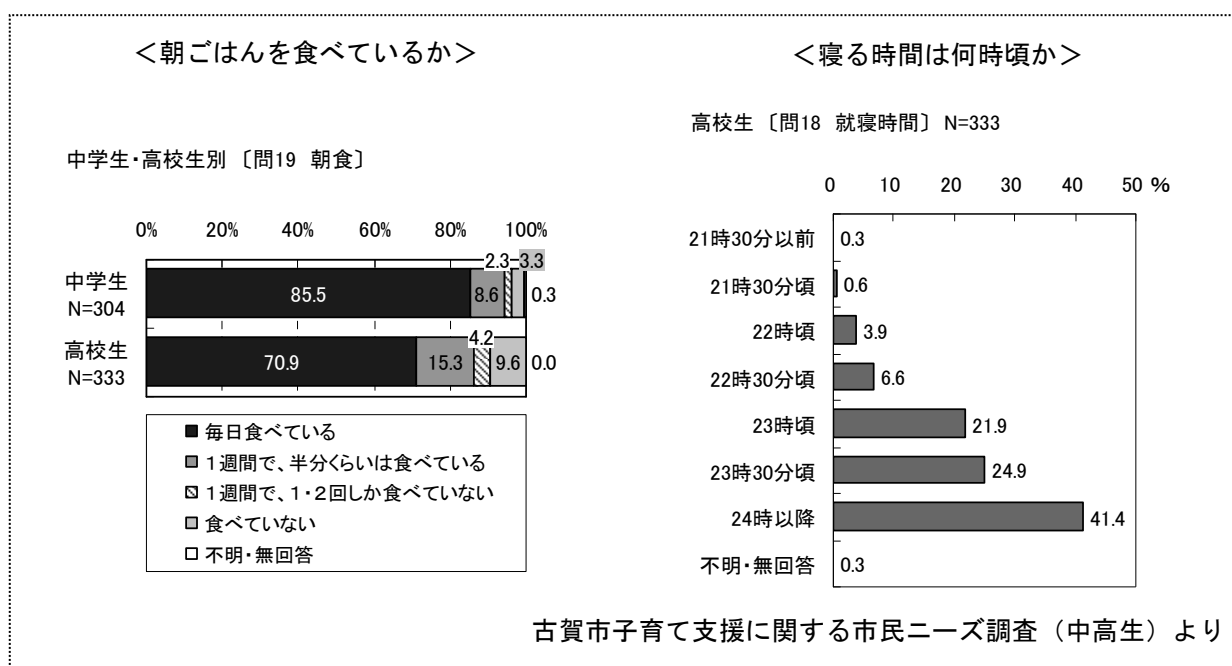
また、中高生の悩みなどに対応するため、古賀市では悩み相談やカウンセリング等を行っています。しかし、いじめや不登校など相談内容が深刻なものとなっているため、相談体制のより一層の充実が求められています。ニーズ調査においても、悩みのある人やいじめがあるとの回答がみられることから、問題を早期に発見し、解決するために、相談体制のさらなる整備が必要です。



2 子どもの健康や生活習慣

就寝時間が遅いことや朝食の欠食など、生活習慣や食生活の乱れが子どもたちにも生じており、乳幼児期からの正しい食事のとり方や規則正しい生活習慣の定着による心身の健全育成を図ることが求められています。

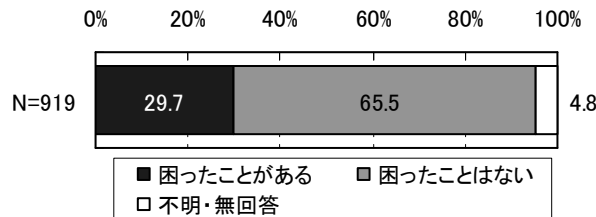
特に、小中高と年齢が上がるにつれて就寝時間が遅い子どもや朝食をとらない子どもが多い傾向があるため、規則正しい生活習慣を促すことが必要です。



また、ニーズ調査では、就学前児童の保護者のうち約3割の人が急病の場合の医療機関が見つからず困ったことがあると回答しており、医療体制の整備を求める声も多くあがっています。このことから、今後、急病やけがなどに迅速に対応できるような救急医療体制の充実が必要と考えられます。

＜子どもが急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがあるか＞

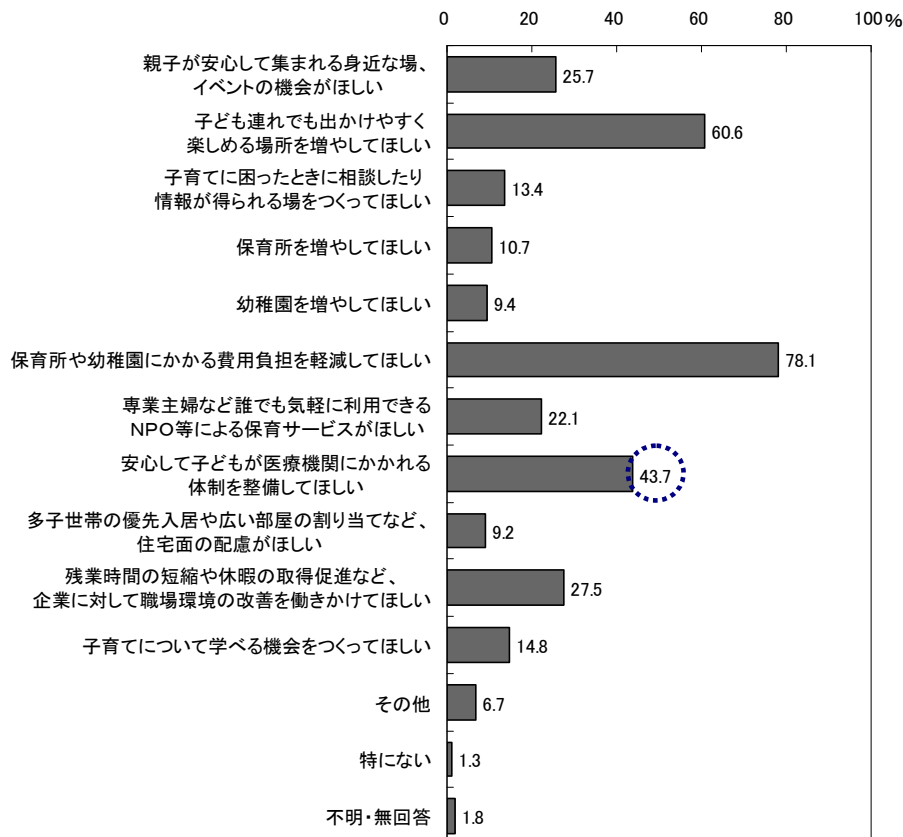
〔問35 子どもの急病等の対応〕



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

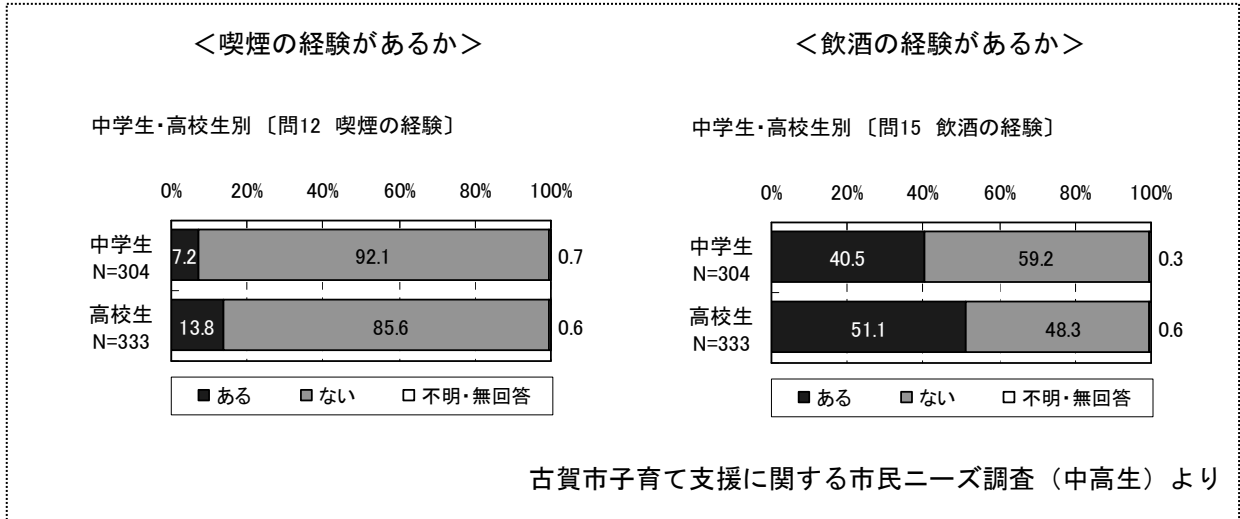
＜市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思うか＞

〔問36 子育て支援の充実に対して望むこと〕 N=919



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

さらに、喫煙・飲酒等の低年齢化が進んでおり、古賀市においても小学校から指導を行っています。しかし、喫煙や飲酒による体への害は知っているものの、好奇心から喫煙や飲酒をしてしまう中高生がいる状況となっており、喫煙や飲酒の害や正しい知識について、家族や周りの大人も含めて、周知をしていくことが重要です。



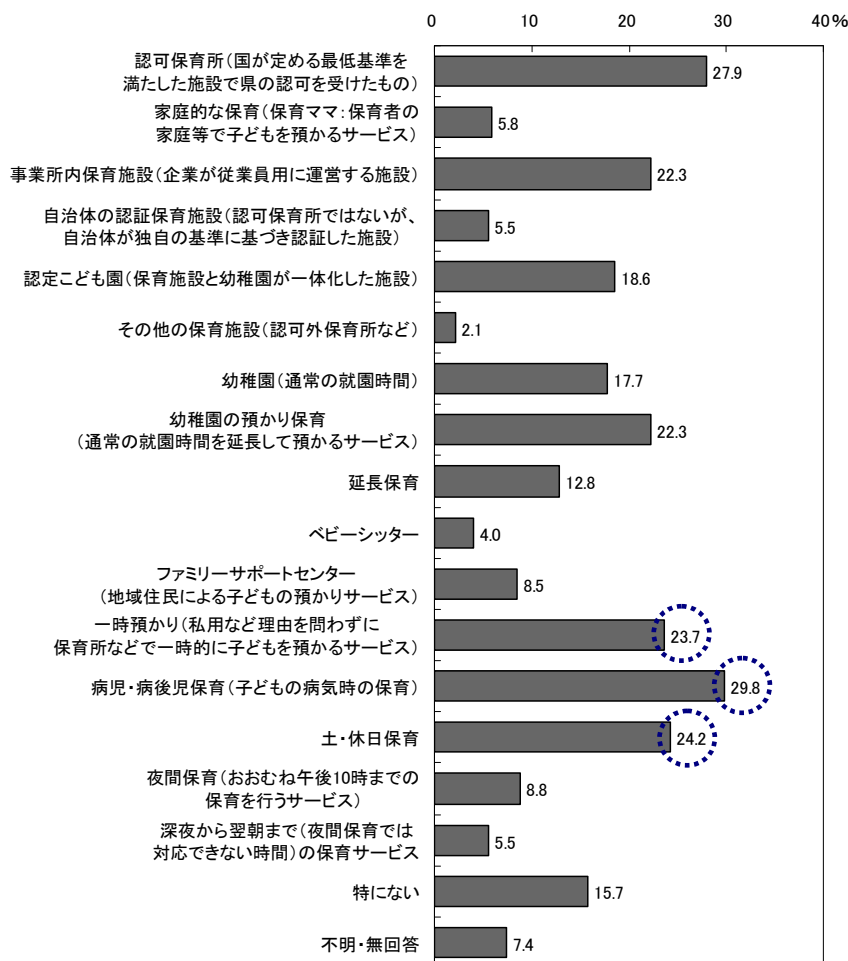
3 子育て支援・保育サービスの充実

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が多様化する中、地域における子育て支援は重要となっており、古賀市においても、各種保育サービスの充実や子育て支援ネットワークづくりなど、地域における子育て支援の推進を図っています。

古賀市には、現在、9か所の認可保育所（園）があり、通常保育以外の保育サービスとしても、延長保育や一時預かり、病後児保育などを行っています。ニーズ調査においては、一時預かりや病児・病後児保育、土・休日保育への利用希望が高く、今後は保護者のさまざまな働き方に応じた保育サービスの提供、体制の整備が必要です。

＜今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、（利用日数・回数や利用時間が）足りていないと思う保育サービスはどれか＞

【問11 保育サービスの今後の利用意向】 N=919

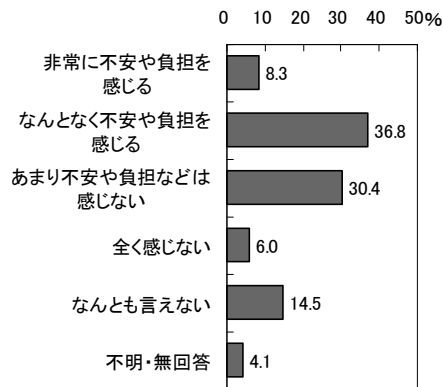


古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

また、子育てに対して不安を感じたり、育児に自信が持てない保護者も多く、今後も妊娠・出産から子育てに至るまでの一貫した支援体制が求められています。子育てに関する悩みや不安の相談相手がない人もいることから、相談先の周知はもちろん、育児に対する幅広い支援の充実や専門的な相談体制の整備、子育てサロン等の親同士の交流の場を通じたネットワークづくりなど、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めることが必要です。

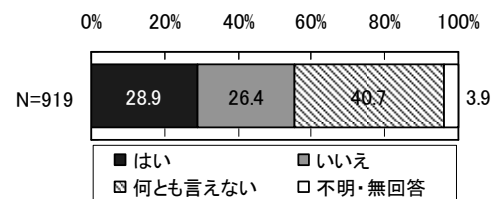
<子育てに関して不安感や負担感を感じるか>

〔問26 子育てに対する不安・負担〕
N=919



<育児に自信が持てないことがあるか>

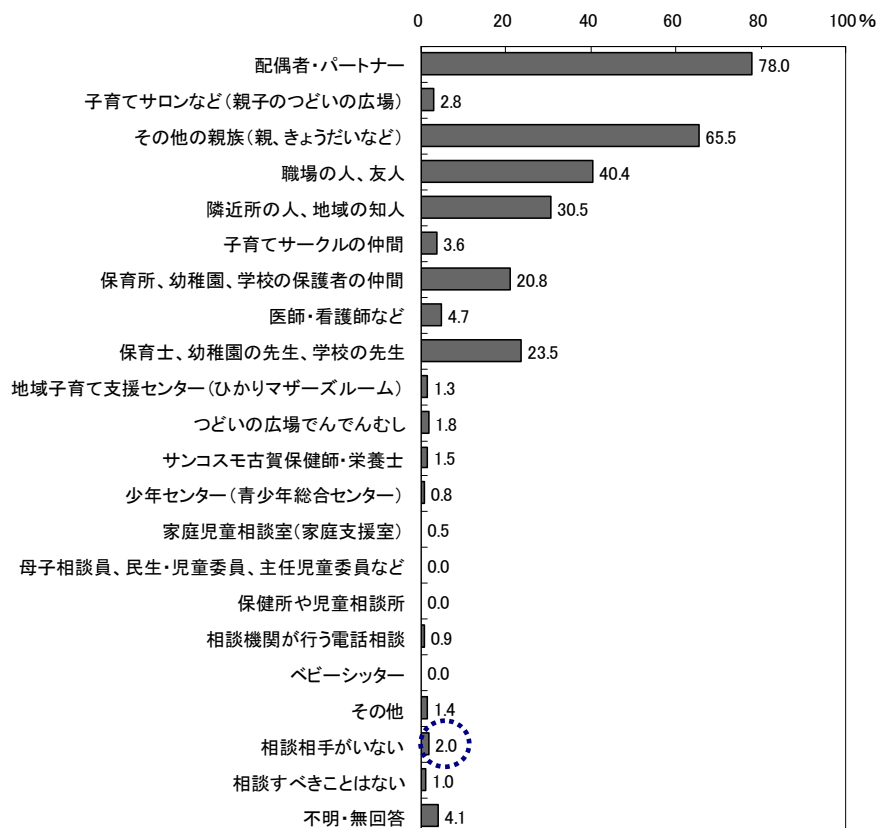
〔問28 育児に自信が持てないこと〕



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

<子育てに関する悩みや不安を誰に相談しているか>

〔問30 子育てに対する悩み・不安の相談相手〕 N=919

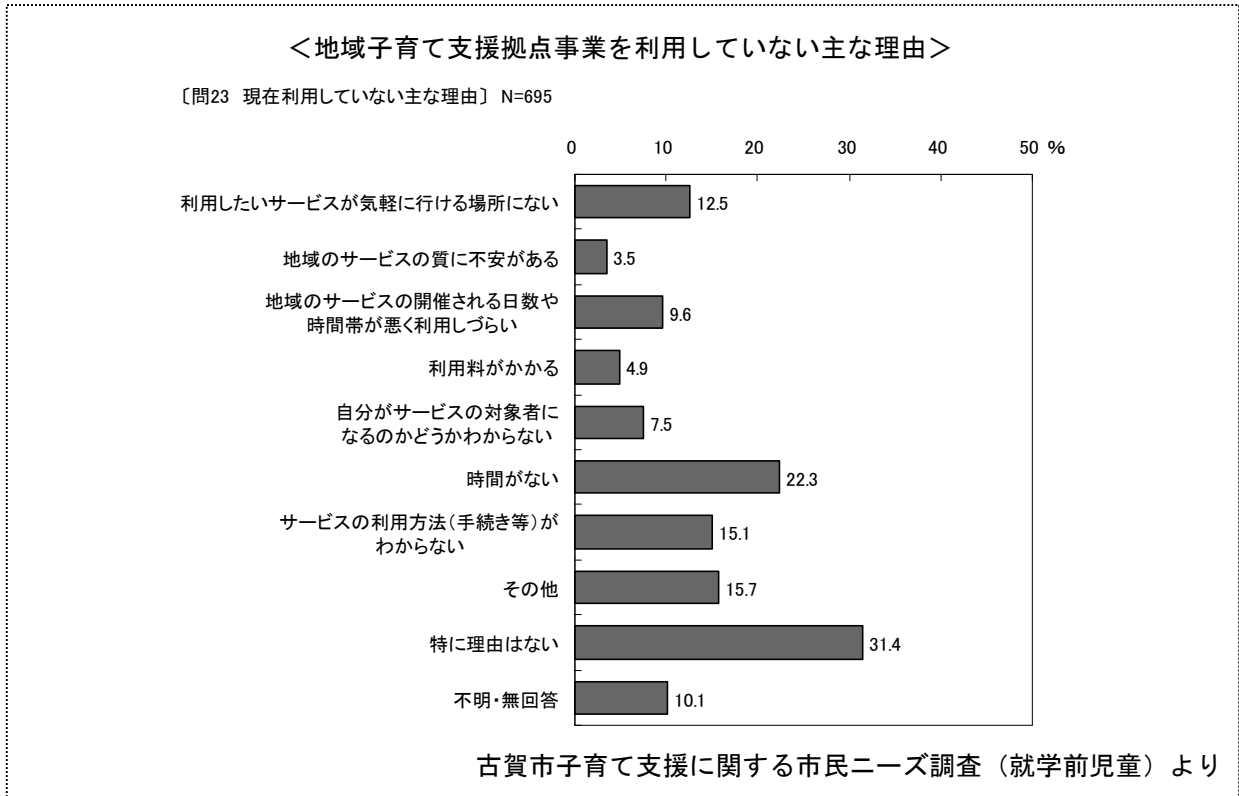
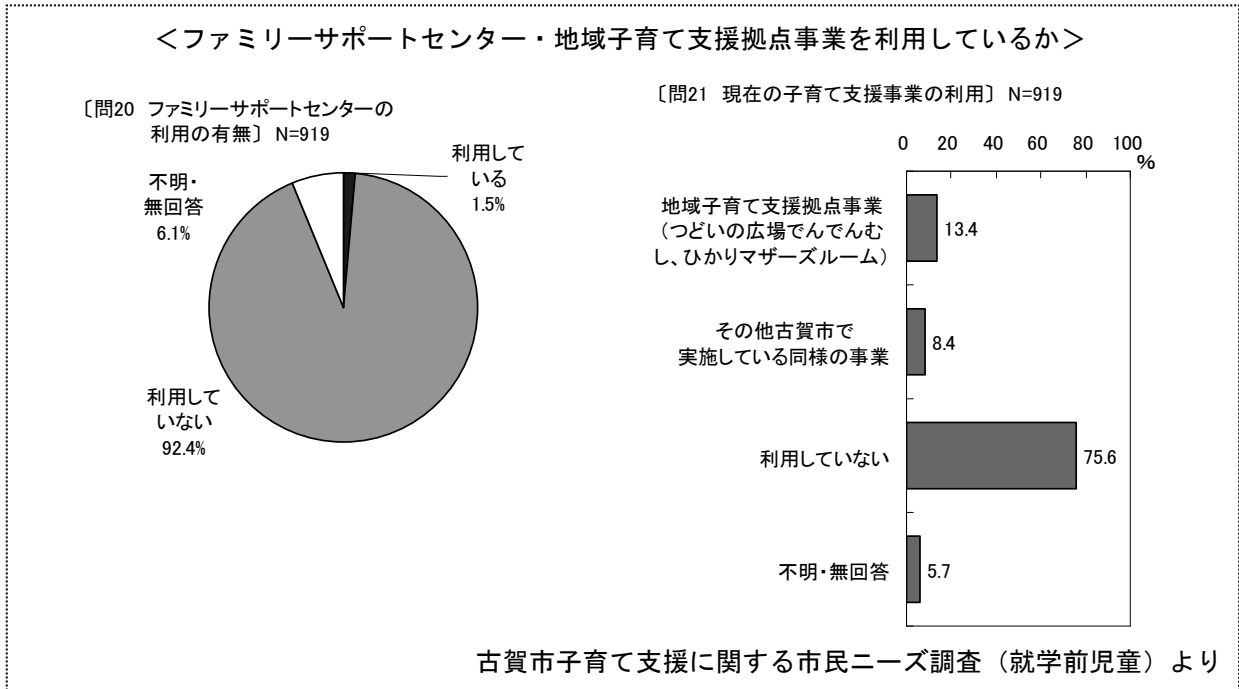


古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

さらに、利用者による保育サービスの選択や、子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者への安心の観点から、積極的な保育サービス等の情報提供が重要となります。

現在、古賀市においては、子育てBOOKなどによる子育て支援サービスの情報提供を行っています。しかし、サービスによって認知度や利用状況に差がみられ、特にファミリーサポートセンターや地域子育て支援拠点事業の利用が少ない状況にあります。

気軽にサービスを利用できないことや、サービスの周知不足などが一因として考えられることから、サービス内容や利用方法に関する情報提供の充実を図るとともに、多くの人が利用しやすくなるよう事業の実施方法についても改善に努める必要があります。



4 仕事と生活の両立

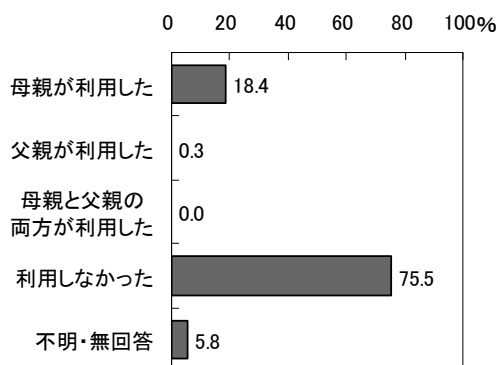
働きながら子育てをする人が増加する中、仕事と生活の調和が求められています。

古賀市においても、仕事中心の生活や育児休業の取得が進んでいないといった実態がみられ、子どもとのコミュニケーション不足や子育てへの負担増加につながっていると考えられます。また、母親に比べて、父親が子どもと接したり、しつけに関わるのが少ないことも課題の一つとなっています。

そのため、仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備や働き方を見直し、職場への理解を促す取り組みを強化させるとともに、母親だけでなく夫婦や家族がともに協力して子育てができるよう、意識改革や啓発を行うことが必要です。

<今までに育児休業（休暇）を取得したことがあるか>

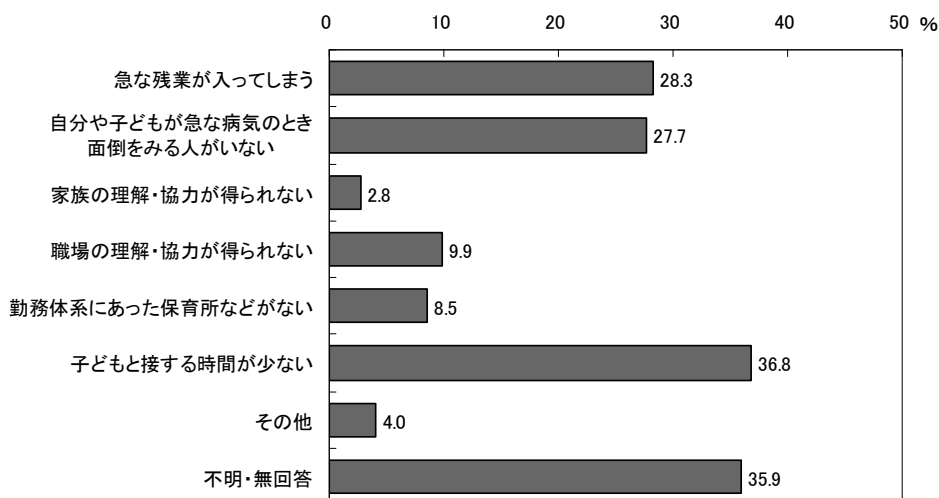
〔問25 育児休業制度の利用〕 N=919



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

<仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること>

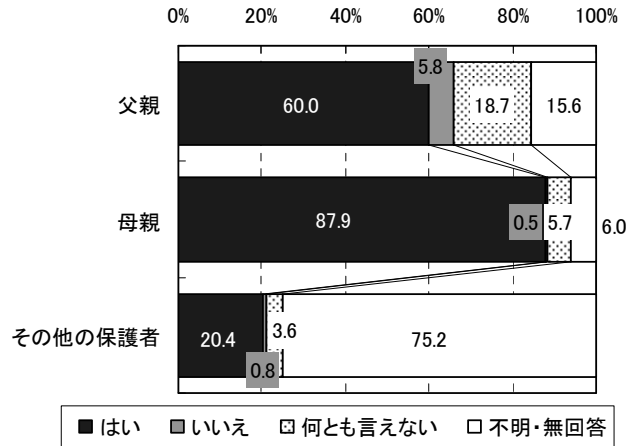
〔問8 仕事と子育てを両立させる上で大変なこと〕 N=855



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（就学前児童）より

<保護者は子どもとよく話をしたり、遊んだりしているか>

〔問36 子どもとよく話をするか〕 N=1,022

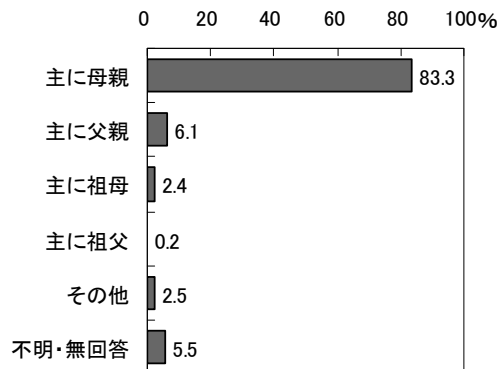


古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生児童）より

<子どものしつけに、主として誰が中心となって関わっているか>

〔問37 子どものしつけに主に関わる人〕

N=1,022



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生児童）より

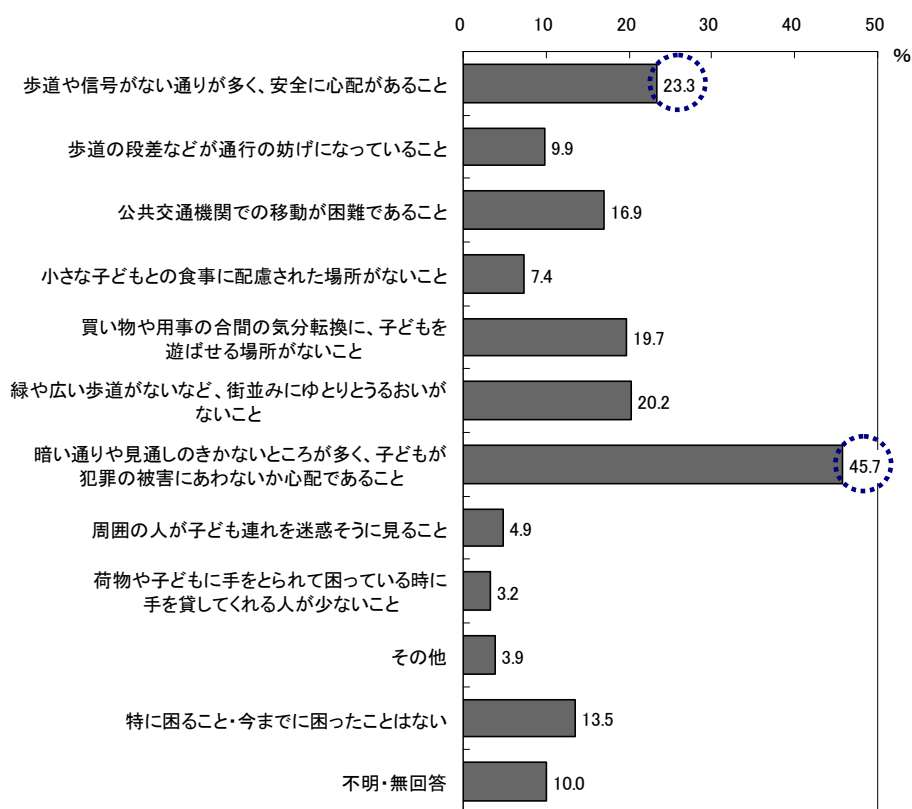
5 子どもの安全の確保・遊び場の充実

全国的に子どもを狙った犯罪は後を絶たず、犯罪被害から子どもを守るため、生活の安全を確保するとともに、安心して暮らせる環境づくりが必要となっています。

古賀市においても、防犯ブザーの支給や交通安全の啓発など、犯罪被害の防止や交通安全に向けた取り組みを行っています。しかし、歩道や信号の不足、見通しのきかない道があるなど、子どもの防犯や交通安全について不安の声が聞かれることから、今後も地域全体で安心・安全なまちづくりに向けて取り組んでいくことが必要です。

<子どもと外出する際に困ったこと、困ることはどのようなことか>

〔問24 子どもと外出する際に困ること〕 N=1,022



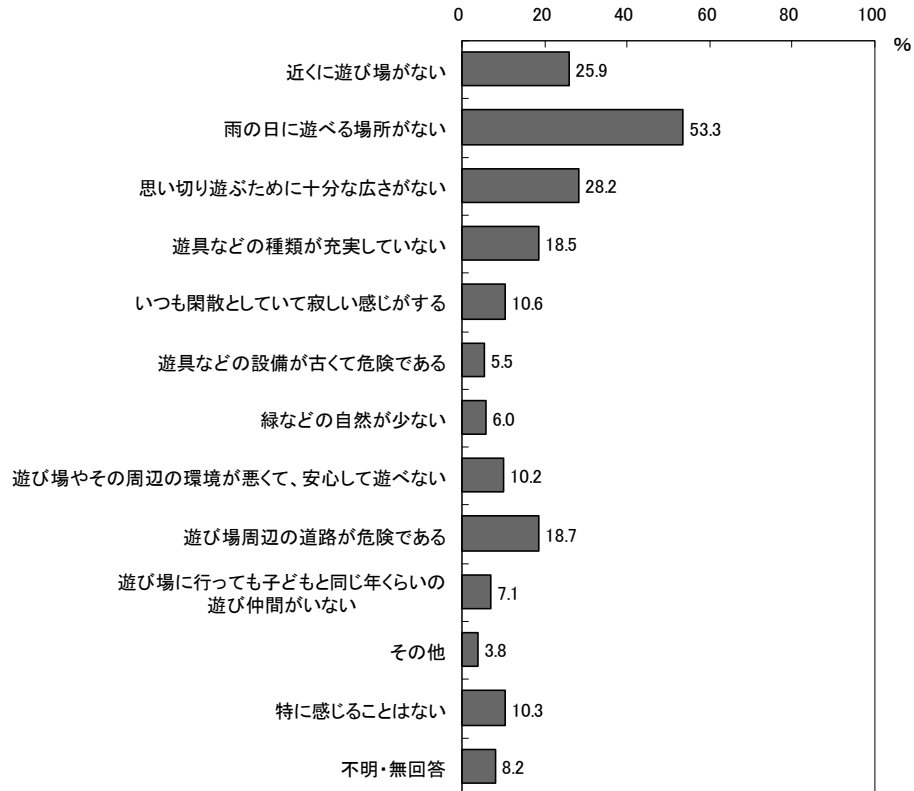
古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生児童）より

また、雨の日に遊ぶところがない、近くに遊び場がないなど、子どもたちの遊び場の充実を求める声も多く聞かれます。

子どもや親子が気軽に外出し、遊ぶことができる環境を整え、親子同士や地域とのふれあい・交流の場を増やすことが重要となります。

<家の近くの子どもの遊び場について日頃どのように感じているか>

〔問25 子どもの遊び場について感じること〕 N=1,022



古賀市子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生児童）より

第 4 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

家庭や地域が共働し、子ども親もこころ豊かに生きるまち しが

古賀市においても核家族化や少子化が進行する中、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりのため、平成13年策定の「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」・平成19年策定の「古賀市青少年プラン」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

今後はさらなる関係機関等との連携・共働のもと、親子がともに育ち、また、住民がお互いに支えあう地域をめざして、子どもの健全育成と子育て支援事業を進めていくことが必要となります。

そのため、本計画においては、「家庭や地域が共働し、子ども親もこころ豊かに生きるまち しが」を基本理念として計画の推進を図ります。

2 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の5項目を基本目標として掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子ども^{こころ}の心身の健やかな成長に資する取り組みの充実

- こころ豊かな子どもたちの育成に取り組むため、家庭や地域における教育の大切さを認識し、家庭教育への支援による親力（家庭力）を育むとともに、地域資源等の活用や体験学習を通じた子力（子どもたちの生きる力）の向上を図ります。
- 次世代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を育むことができるよう、創意工夫ある学校教育や幼児教育の推進、教育環境等の整備を進めます。
- 児童館・児童センターなどをはじめとするさまざまな地域の社会資源を十分に活かし、子どもたちの健全育成を図ります。

基本目標2 子どもと母親の健康の確保

- 保健・福祉・医療及び教育分野間の連携を図り、母子保健施策を充実させ、子どもや親の健康の保持増進を図ります。
- 安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるよう支援体制の充実や小児医療の情報提供に努めます。
- 食育の推進や思春期保健対策などの取り組みを充実させ、子どもの心身の健康と健やかな成長を支援します。

基本目標3 地域における子育て支援の充実

- 保育所や幼稚園を利用していない家庭に対して、子育てに関する相談等ができるよう家庭訪問等を充実させるとともに、つどいの広場などの子育て中の親子が交流し、仲間づくりができる場を提供することにより、子育て家庭の孤立防止に努めます。
- 子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、十分周知されるよう、子育て情報誌等を活用した情報の発信・公開を推進します。
- 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実や子育て支援の拠点・ネットワークづくりに努めます。

基本目標4 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

- 関係機関との連携により、一人ひとりの要保護児童及び要支援児童にとって、より効果的な支援ができるようネットワークの充実を図ります。
- ひとり親家庭等の子育てにおける不安や悩みを解消するための相談体制の充実や、負担の軽減及び自立を支援するための経済的支援など総合的な支援の充実を努めます。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策や障害のある子どもの相談事業など身近な地域で安心して生活できるよう要保護児童及び要支援児童に対する支援の充実を図ります。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備・子ども等の安全の確保

- 仕事と生活の調和の実現に向けて広報・啓発活動に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援のため多様な働き方に応じた保育サービスの充実、情報提供に努めます。
- 安全な道路交通等や公園の整備、公共施設のバリアフリー化などにより、子育てにやさしく、こころ豊かに生活できる安全・安心な環境をつくります。
- 子どもたちを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察や学校、関係機関、団体等との連携・協力体制の強化を図り、地域全体で防犯活動に取り組みます。
- いじめや虐待等の被害を未然に防ぐとともに、被害にあった際の精神的フォローを行うため、学校等と連携し児童や保護者等への相談支援の充実を努めます。

3 施策の体系

基本理念

基本目標・基本施策・基本事業

家庭や地域が共働し、
子ども親もこころ豊かに生きるまち
こが

基本目標 1 子どもの心身の健やかな成長に資する取り組みの充実

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
 - ①親力（家庭力）向上の支援
 - ②地域力向上の支援
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた環境等の整備
 - ①子力（子どもたちの生きる力）向上の支援
 - ②子どもの健全育成に資する場の提供
 - ③豊かなこころの育成
 - ④健やかな身体の育成
 - ⑤幼児教育の充実
 - ⑥確かな学力の向上
 - ⑦信頼される学校づくり

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保

- (1) 子どもと母親の健康の増進
- (2) 子どもの受診環境の整備
 - ①小児救急医療体制の構築
 - ②乳幼児医療費の負担軽減
- (3) 「食育」の推進
- (4) 思春期保健対策の推進

基本目標 3 地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
 - ①家庭における育児の支援
 - ②保育所保育サービス
 - ③その他の施設における子育て支援
 - ④子育て情報の提供
 - ⑤経済的負担の軽減
- (2) 子育て支援ネットワークづくりの推進

基本目標 4 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

- (1) 要保護・要支援児童対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 要支援児への支援施策の推進
 - ①療育事業
 - ②障害児及びその家庭の負担軽減

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備・子ども等の安全の確保

- (1) 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備
 - ①安全な道路交通環境の整備
 - ②安心して外出できる環境の整備
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の充実
 - ①地域ぐるみの防犯活動
 - ②小・中学校における防犯対策
 - ③犯罪等に関する情報提供
 - ④非行防止活動
- (4) 被害に遭った子どもの保護の推進
- (5) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

※各目標における（１）～（５）が基本施策、①～⑦が基本事業を示す。

第 5 章 施策の具体的な取り組み

基本目標 1 子どもの心身の健やかな成長に資する取り組みの充実

(1) 家庭や地域の教育力の向上

①^{おやちから}親力（家庭力）向上の支援

家庭教育の支援者・推進者を育成するとともに、講演会等を実施し、家庭における教育力の向上を図ります。また、乳幼児とのふれあいにより次代の親となる子どもの育成に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	家庭教育支援事業	社会教育課	<p>家庭教育や子育て支援等に関する活動をしている人や興味がある人を対象に、家庭教育の専門学習を行い、家庭教育推進事業の支援者、推進者を養成します。</p> <p>また、講演会や地域子育て広場を開催し、親育ち（親や家庭のあり方）や地域での子育て（地域との連携）について考える機会を提供します。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			家庭教育支援者養成講座の実施回数	年 12 回	充実拡大
			地域子育て広場の実施回数	年 9 回	充実拡大
2	子育て講座事業	こども政策課 家庭支援室 青少年総合センター	<p>子育てや仕事と育児の両立などに関する講座や講演会を実施し、学習機会を提供することで、家庭における教育力の向上を図ります。</p> <p>今後は、多くの住民に参加してもらえるよう講座等の内容の充実や周知に努めます。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			子育て講座実施保育所数 (こども政策課)	5 か所	充実拡大
			つどいの広場子育て講座 実施回数(家庭支援室)	年 5 回	継続実施
			講演会実施回数 (青少年総合センター)	年 1 回	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
3	次代の親の育成事業	こども政策課	中学生や高校生が子どもを産み育てることについて考える機会を持てるよう、保育所における職場体験の受け入れなどにより、乳幼児とふれあう機会を提供します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			職場体験対象学校数	全中学校（3校） 高校（1校）	継続実施

②地域力向上の支援

地域における教育力の向上を図るため、地域全体での子育て支援の推進や地域人材の活用・リーダー等の育成を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	地域コミュニティにおける子育て支援推進事業	市民共働課 青少年総合センター 市立図書館	ひとつの自治会では解決できない青少年育成等の社会的課題や、広域的に取り組んだほうがより効果的な課題に対し、住民や各種団体が連携し、解決を図っていくための組織づくりを推進します。 また、アンビシャス広場づくりや地域文庫への支援など、地域コミュニティでの子育て支援の推進を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			校区コミュニティ数 (市民共働課)	8校区 (全小学校区)	充実拡大
			アンビシャス広場数 (青少年総合センター)	8広場 (全小学校区)	充実拡大
2	青少年健全育成に関する指導者の育成・活用事業	青少年総合センター	PTAや子ども会育成会など、各種団体等の指導者を対象として研修会を実施し、子どもの体験活動を支援する基本的な知識や技能の修得を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			研修会の実施回数	年 1 回	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
3	青少年リーダー育成事業	青少年総合センター	若者広場事業やジュニアリーダー育成を行い、研修会やボランティア活動への参加などを通じて中高生等のリーダーの育成を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			若者広場・ジュニア リーダー育成事業 実施回数	年 10 回	継続実施
4	青少年関係団体の育成・強化事業	青少年総合センター	子ども会や青少年健全育成に関わる団体への補助金交付など、活動支援を行います。 また、子どもの育ちを考える協議会（子育て協）や青少年問題協議会を開催するなど地域全体で青少年育成に取り組む体制を整えます。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			子どもの育ちを考える 協議会実施回数	年 1 回	継続実施
			青少年問題協議会 実施回数	年 2 回	継続実施
5	地域人材の活用・交流促進事業	学校教育課 こども政策課	道徳、特別活動、総合的な学習の時間*等において、地域の人材を講師として招いて授業を行い、地域の人との交流を深めるとともに、児童生徒の学習への関心・意欲の向上を図ります。 また、保育所における世代間交流の促進や、小・中学校において聴講生の受け入れを行うなど、子どもと地域住民がふれあい、ともに学ぶ機会を提供します。		
			目標 (平成 26 年度)		取り組み方向
			聴講生の受け入れを行う (学校教育課)		継続実施
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			ゲストティーチャー 実施校数 (学校教育課)	全小・中学校 (11 校)	継続実施
			世代間交流の実施保育 所数 (こども政策課)	全 9 か所	充実拡大

* 総合的な学習の時間: 児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫しながら、これまでの教科の枠を超えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた環境等の整備

①^{こちから}子力（子どもたちの生きる力）向上の支援

さまざまな体験活動を通して、子どもたちの生きる力を伸ばし、豊かなところと健やかな体の育成を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	生活体験・自然体験学習事業	学校教育課 こども政策課	<p>小・中学校において、ボランティア活動などの社会体験、グループ学習・異年齢集団による学習、地域の自然や施設等を活かした学習などを行い、児童生徒が自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に問題を解決する資質や能力を育てます。</p> <p>また、保育所においては、身体感覚を伴う体験や社会体験などさまざまな体験をすることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力を養います。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			体験型学習の実施校数	全小・中学校 (11 校)	継続実施
2	体験活動事業	青少年総合センター	<p>子ども体験事業、通学合宿事業、子どもわくわくフェスタ等の遊び体験や生活体験など、さまざまな体験活動を通して子どもの協調性や創造性を育みます。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			子ども体験事業実施回数	年 10 回	継続実施
			通学合宿実施校区数	4 校区	充実拡大
3	キャリア教育の推進事業 (職業体験学習「ドリームステージ」)	学校教育課	<p>中学校において、将来社会人として自立するために、市内事業所の協力のもと事業所の職場を体験することにより、生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を実施します。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			職業体験学習の実施校数	全中学校 (3 校)	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
4	ボランティア教育事業	学校教育課	地域の環境整備活動、施設慰問活動などのボランティア活動をはじめ、高齢者・障害のある方との交流等、小・中学校においてボランティア教育を実施します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			ボランティア教育の 実施校数	全小・中学校 (11 校)	継続実施
5	青少年活動の 情報提供	青少年総合センター	子どもセンターにおける体験活動に関する指導者、プログラムなど地域における青少年活動の情報提供を行います。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			「こがっち」発行数	年 4 回	継続実施

②子どもの健全育成に資する場の提供

子どもが遊びや学習、さまざまな社会体験、地域住民との交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進し、子どもの健全育成を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	児童館・児童センターの運営・活用事業	家庭支援室	児童館や児童センターを子どもがどう「居場所」として提供し、仲間との交流を通じて健全育成を図るとともに、遊びや活動に必要な設備や備品、情報の提供も行います。 また、必要に応じて大人（スタッフ）が相談を受けるなど、自主的活動力を育むための支援を行います。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			登録者数	1,200 人	充実拡大
			延利用者数	18,000 人	充実拡大

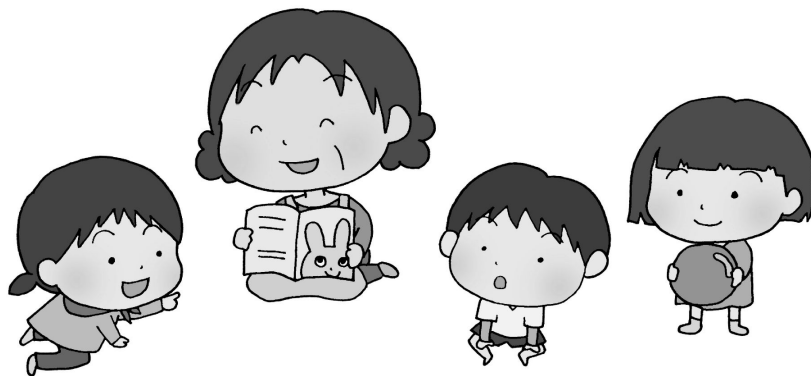
No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
2	放課後の居場所づくり事業	青少年総合センター 隣保館	アンビシャス広場では、小学校区ごとに学校の空き教室等を利用して土曜日や放課後にもものづくりや遊び等を実施しています。6つの小学校区にて広場を開設しており、残り2つの小学校区についても実施できるよう検討します。		
			また、市内の小・中学生を対象として毎週、火曜日～木曜日（祝日は除く）に、放課後の児童生徒の自学自習の場の提供や悩み相談に応じる「よりみちタイム」を実施しています		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			アンビシャス広場数	8広場 (全小学校区)	充実拡大

③豊かなこころの育成

さまざまな教育活動や読書活動、芸術・文化とのふれあいを通じて子どもたちの豊かなこころや感性を育みます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	人権・同和教育等推進事業	人権センター 学校教育課 こども政策課 隣保館	人権を尊重する市民のつどい等へ子どもたちに参加してもらうことにより、さまざまな人権問題について考える機会を積極的に提供します。	
			小・中学校においては、自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲を育む道徳・人権教育の充実を図ります。また、保育所においては、古賀市同和保育基本方針の精神を踏襲し、「人権を大切に作る心」を育てる保育を推進します。	
			隣保館では夏休みの期間中に人権教室を開催し、人権意識の高揚を図ります。	
			目標 (平成26年度)	取り組み方向
			各種人権・同和教育を継続して行う	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
2	読書活動推進事業	市立図書館 学校教育課	<p>乳幼児への本の読み聞かせなどを行うおはなし会、小学校での親子読書会、子どもから大人への転換期にある中高生に配慮した図書を揃えたコーナーの設置など発達段階に応じた読書活動の推進を行います。</p> <p>また、図書館まつりの開催や、4月23日の「子ども読書の日」に合わせた読書関連事業を行うなど効果的な事業実施に努めます。</p> <p>さらに、図書館において、読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体等の支援を行います。</p>		
			目標（平成26年度）		取り組み方向
			継続して読書ボランティア養成講座を実施する（市立図書館）		継続実施
			指標	目標値（平成26年度）	取り組み方向
			親子読書会会員数（学校教育課）	100世帯(200人)	充実拡大
3	芸術・文化活動事業	市立図書館 青少年総合センター	<p>図書館での映画上映や、青少年総合センターにおける絵画・ものづくり教室の実施など、身近に芸術・文化を感じることができる機会を提供し、子どもの豊かな感性を育みます。</p>		
			指標	目標値（平成26年度）	取り組み方向
			子ども映画会実施回数（市立図書館）	年9回	継続実施
			子どもアート教室実施回数（青少年総合センター）	月1回	継続実施



④健やかな身体の育成

スポーツを通して子どもの健全育成を図るため、各種活動の活性化や支援等を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	スポーツ活動の場の提供	社会教育課	古賀市スポーツ振興基本計画に基づき、小・中学校の体育施設や、市立球技場・市民体育館などの社会体育施設を、スポーツ・レクリエーションの場として提供し、健康及び体力の増進を図ります。		
			目標（平成26年度）		取り組み方向
			子どもにとって魅力のある体を動かす場の提供を行う		継続実施
2	部活動・ジュニアスポーツ団体等活性化事業	社会教育課 学校教育課	古賀市スポーツ振興基本計画に基づき、中学校の部活動実技指導に外部講師を招き、生徒への専門的な指導を行うなど部活動の充実を図ります。 また、スポーツを通して子どもの健全育成を図ることを目的に、ジュニアスポーツ団体への支援を行います。		
			目標（平成26年度）		取り組み方向
			外部講師の派遣、ジュニアスポーツ団体への補助を継続して行う		継続実施

⑤幼児教育の充実

幼稚園・保育所・小学校のそれぞれの特性を活かしつつ、互いに連携を図りながら幼児教育の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	幼稚園への支援事業	こども政策課	幼稚園に対し、補助金を支給することにより幼児教育の充実に図り、幼児の健全な発達に寄与します。		
			指標	目標（平成26年度）	取り組み方向
			補助金支給対象幼稚園数	4園	継続実施
2	幼稚園情報の提供	学校教育課	幼稚園と連携し、子育て中の家庭への幼稚園に関する情報の提供に努めます。		
			目標（平成26年度）		取り組み方向
			情報提供の充実に努める		充実拡大

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
3	幼稚園・保育所・小学校の連携	学校教育課 こども政策課	保護者等のさまざまなニーズに対応し、子どもの健やかな成長を促すため、幼稚園・保育所・小学校が定期的に連絡会を実施するなど連携を図り、指導方法の改善等に役立てます。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			定期的に連絡会を実施する	継続実施

⑥確かな学力の向上

子どもたち一人ひとりに応じた指導や外国語教育、教育に関する調査・研究を行い、学力の向上に向けた取り組みを推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	学力向上推進会議	学校教育課	学力検査等の結果を分析し、児童生徒一人ひとりに応じた指導方法や指導体制の工夫・改善等に関する実践的取り組みや研究を行うことにより、すべての児童生徒の確かな学力の向上に向けた効果的な諸施策の推進を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み方向
			会議実施回数	年 3 回	継続実施
2	少人数学級における指導支援事業	学校教育課	子どもたち一人ひとりに応じた学習指導、生活指導を行うため、小学校低学年（小学校 1・2 年）において少人数学級（35 人以下）を編制し、個に応じたきめ細かな学習指導を行い、学力の向上を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み方向
			少人数学級編制校数	全小学校（8 校）	継続実施
3	小 1 プロブレム対策学級補助員配置事業	学校教育課	小学校に入学した際に、環境の変化に適應できないことや、「授業中に歩き回る」「教師の話を受けない」などの問題行動を防止するために、各小学校に 1 名の学級補助員を配置します。担任の補助を行い、きめ細かな学習指導や生活指導により、学力の向上を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み方向
			補助員の配置校数	全小学校（8 校）	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
4	中1ギャップ 対策講師配置 事業	学校教育課	<p>中学校に入学した際に、教科担任制等、小学校とは異なる教育システムにうまく適応できずに、学習についていけないといった中学校生活のスタート時のつまずきを防止するために、中学校1年生全学級を担任2人制（担任1、副担任1）となるように講師を配置します。きめ細かな学習指導、生徒指導を行い、学力の向上を図ります。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			講師の配置校数	全中学校（3校）	継続実施
5	不登校児童生 徒等支援事業	学校教育課	<p>スクールカウンセラーや少年センターにおける悩み相談による児童生徒、保護者等へのカウンセリングを行い、学習に集中して取り組める環境をつくります。</p> <p>また、青少年総合センター内にあすなろ教室を設置し、不登校児童生徒に対する適応相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて自立を支援し、児童生徒の学校復帰を促します。それにより、自尊感情を高めるとともに、学習に対する意欲を高め学力の向上を図ります。</p>		
			目標（平成26年度）		取り組み方向
			各種不登校児童生徒等支援事業を 継続して行う		継続実施
6	外国語教育 推進事業	学校教育課	<p>小・中学校において、ALT（外国語指導助手）による授業を実施し、英語への関心を高めるとともに実践的コミュニケーション能力の育成を図ります。夏休みには小学生を対象とした英会話教室を開催し、英語にふれる機会を提供します。</p> <p>また、外国人児童生徒に対しても個別指導により、日常生活や学習に必要な日本語能力を育成します。</p>		
			目標（平成26年度）		取り組み方向
			ALT 授業・英会話教室を継続して行う		継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
7	高等学校等中途退学問題調査研究会議	学校教育課	高等学校等の中途退学問題の解決を目的に、中学校、教育委員会及び関係者が、中途退学の要因等の実態を調査研究し、情報を共有することにより、中途退学の未然防止を図ります。それにより、中途退学を生まない各中学校における学力の向上を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			会議の実施回数	年 3 回	継続実施
8	学習サポート事業	学校教育課	学力が十分に身につけていない児童生徒に対して授業における個別支援や放課後の学力補充学習をより充実させるために、学習支援アシスタントの派遣を行い、学力の向上を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			アシスタントの配置校数	全小・中学校 (11 校)	継続実施
9	古賀市研究指定委嘱事業	学校教育課	毎年 2 校を古賀市研究指定委嘱校に指定し、3 年間の調査研究を行い、その結果を研究発表会等において小・中学校に啓発していくことで、各校の授業改善を推進し、学力の向上を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			指定委嘱校数	各年 2 校	継続実施

⑦信頼される学校づくり

学校関係者評価委員会を活用し、信頼される学校づくりをめざします。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	学校関係者評価委員会事業 (学校評議員事業)	学校教育課	適正な学校運営のため学校関係者評価委員会を開催し、学校の自己評価結果について意見を求め、改善に活かします。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			学校関係者評価委員会事業の実施校数	全小・中学校 (11 校)	継続実施

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保

(1) 子どもと母親の健康の増進

親子がともに健康な生活を送ることができ、子どもが健やかに発育・発達していけるよう各種健診、訪問指導、相談等による支援を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	妊婦等に対する出産準備教育・相談事業	健康づくり課	妊婦やその家族に対し妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談事業、保健師・助産師などによる教室を開催し、妊娠中の不安や疑問を解消するとともに、妊婦やその家族同士の交流を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			教室参加者・相談者数	必要量全件対応	継続実施
2	乳幼児家庭訪問事業	健康づくり課	乳幼児の順調な発育・発達支援や産後の回復状態、良好な母子関係などに関する支援や指導を家庭訪問により行います。 現在は助産師を中心に第1子を中心に実施しており、第2子以降でも保護者から希望がある場合は訪問します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			訪問件数	必要量全件対応	継続実施
3	相談事業	家庭支援室 健康づくり課	7か月っ子広場・1歳誕生広場では、同年齢の子どもを持つ親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を通じて子育てに関する不安や悩みを軽減します。 また、サンコスモ古賀の相談窓口や電話においても育児・出産についての相談を行い、育児不安の軽減や乳幼児の発達チェックを行います。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			開催回数(7か月っ子広場・1歳誕生広場)	年 12 回	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
4	健康診査事業	健康づくり課 学校教育課	妊婦健診、乳幼児健診、就学前健診、児童生徒健診などにより、妊婦や子ども等の健康の保持及び疾病予防、早期発見に努めます。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			受診者数	必要量全件対応	継続実施
5	予防接種事業	健康づくり課	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上や健康被害の予防を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			接種者数	必要量全件対応	継続実施
6	歯科保健対策事業	健康づくり課	すこやか教室における歯科衛生教室や、乳幼児を対象とした歯科検診・ブラッシング指導・フッ素塗布など妊娠期及び乳幼児期からの歯科保健指導を行い、適切な歯科保健習慣の定着に努めます。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			う歯（虫歯）保有率	減少	継続実施

(2) 子どもの受診環境の整備

①小児救急医療体制の構築

関係機関と連携を図りながら、小児救急医療の充実に努めるとともに、適切な診療が受けられるよう、積極的な情報提供を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	小児医療情報提供	健康づくり課	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、その充実を働きかけていくとともに、市内の小児医療の情報提供に努めます。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			情報提供の充実を図る	継続実施

②乳幼児医療費の負担軽減

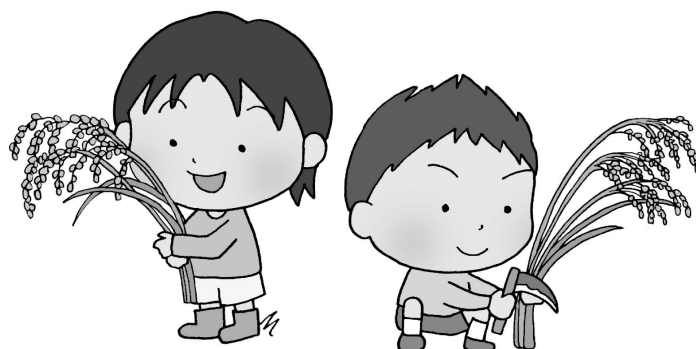
乳幼児にかかる医療費の負担軽減に努めることで、乳幼児の健やかな成長を支援します。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	乳幼児医療費支給事業	国保年金課	安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費等の助成を行い、乳幼児期の病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援します。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			継続して助成を行う	継続実施

(3)「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、学校等における地元農産物の使用による食環境の充実を進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	発達段階に応じた食に関する学習事業	健康づくり課 青少年総合センター	離乳食教室や親子クッキング等における調理実習・試食を通して、食に関する基礎知識を伝え食習慣の見直しを行うことができるよう、食生活や食に関する学習機会を提供します。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			各事業を継続して実施し、参加を促す	継続実施
2	地産地消事業	産業振興課 給食センター	地元農産物を学校給食に取り入れることにより、児童生徒に安心・安全な給食を提供するとともに、生産者を身近に感じてもらうきっかけとします。また、生産者との交流会を実施し、食の大切さを伝えます。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			小学校での交流会や学校給食への地元農産物の取り入れを継続して行う	継続実施



No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
3	食に関する啓発事業	健康づくり課 経営企画課	<p>広報等で季節や地元の食材を使った、子どもにも簡単に作れる料理やお菓子を紹介するなど食に関する情報を提供します。</p> <p>また、妊産婦に対する出産準備教室や乳幼児健診において、妊産婦や乳幼児のための食に関する情報提供や栄養士による相談の受け付けを行います。</p>	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			広報等による食に関する情報提供を行う	継続実施

（４）思春期保健対策の推進

性や薬物に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、子どものこころの相談に応じ、悩みの把握・解決に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	性教育や薬物乱用防止教育事業	学校教育課 青少年総合センター 健康づくり課	<p>保健の時間等を活用して性教育や薬物乱用防止教育を行い、児童生徒が適切な意思決定や行動選択ができるよう努めます。また、市内のイベントや思春期家庭教育講座等の機会を活用し、薬物乱用防止についての啓発を行います。</p>	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			性教育や薬物乱用防止教育、講話を継続して行う	継続実施
2	こころの相談事業	学校教育課 青少年総合センター	<p>心の教室相談員によるカウンセリングや青少年総合センターでの悩み相談において、児童生徒等の悩み等こころの相談に応じます。</p>	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			心の教室相談員の配置や悩み相談を継続して行う	継続実施

基本目標 3 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

①家庭における育児の支援

子育て家庭が孤立することのないよう各種子育て支援サービスを継続的に実施し、家庭において子どもを健やかに育てることができる環境づくりに努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	家庭訪問事業	家庭支援室	<p>子育て家庭の孤立を防ぐために、経験豊富な保育士が家庭訪問を行い、居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行います。</p> <p>また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ります。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			訪問件数	年 500 件 (延数)	充実拡大
2	養育支援訪問事業	家庭支援室 健康づくり課	<p>養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保育士・保健師・助産師等が家庭訪問をして、養育に関する指導や援助等を行います。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			訪問件数	必要量全件対応	継続実施
3	家庭支援推進 保育事業	こども政策課 家庭支援室	<p>家庭環境に対する配慮が必要な子どもに、専任の保育士を配置することにより日常生活における基本的な習慣等についての処遇向上を図ります。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			実施保育所数	1 か所	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
4	保育所体験特別事業	こども政策課	<p>家庭保育にある子ども及び保護者を対象に、保育所を開放し保育所の子どもとの交流や子育てに関する相談・アドバイスをを行います。</p> <p>※幼稚園においては、未就園児とその保護者を対象に幼稚園を開放し、幼稚園の雰囲気を経験してもらうとともに、保護者同士の交流の場を提供しています。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			実施保育所数	全9か所	充実拡大
5	ファミリーサポートセンター事業	家庭支援室	<p>子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所への送迎や一時的な預かり等の子育て支援を行います。</p> <p>今後も、地域に子育て支援ネットワークが生まれるよう、活動を推進します。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			会員数	300 名	充実拡大

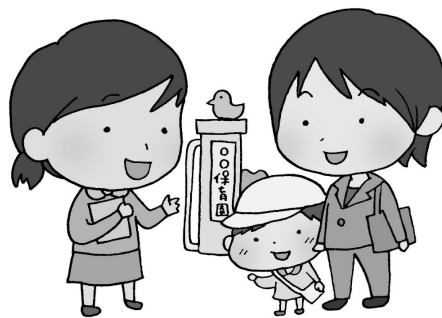
②保育所保育サービス

利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実状に応じた、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	保育所の整備・機能充実	こども政策課	<p>待機児童がでないように定員確保に努め、適正な保育所の整備を行います。</p> <p>また、家庭訪問事業における経験豊富な保育士の活用や多様なニーズに対応した保育事業を実施するため保育所の再編を継続して実施します。</p>		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			対象施設数	2施設	新規実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
2	保育の質の向上	こども政策課	<p>保育士等の資質向上を図るための職員研修について、研修のあり方や研修にかかる費用の補助等について検討します。</p> <p>また、第三者評価の実施や苦情解決体制の整備により保育サービスの質の向上を図ります。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			第三者評価実施施設数	6施設	充実拡大
3	通常保育事業	こども政策課	<p>保育所において、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において保育することができない子どもを保護者にかわって保育します。また、出産から1年程度経過した後、復職等をする人が多いため、今後も乳児保育事業等の実施を継続して行います。</p> <p>※幼稚園においては、保護者の就労の有無に関係なく、基本的に3歳以上の就学前の子どもを、おおむね午前8時30分から午後2時頃まで保育します。また、1・2歳児の保育を行っている園もあります。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			保育所待機児童数	0人	継続実施
4	延長保育事業	こども政策課	<p>保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて19時あるいは20時までの保育を実施します。今後は、ニーズに応じて20時以降の延長保育についても検討します。</p> <p>※幼稚園においては、通常の保育時間終了後、希望者については預かり保育（延長保育）を実施しています。市内すべての園で預かり保育を実施しており、その実施時間はおおむね18～19時頃までです。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			実施保育所数 (19時まで)	6か所	継続実施
			実施保育所数 (20時まで)	3か所	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
5	休日保育事業	こども政策課	<p>保育所が休みである日曜日及び祝日に、就労等により家庭での保育が困難となる保護者にかわり子どもを保育します。</p> <p>現在は実施しておらず、職員の勤務形態を考慮する必要もあることから、今後ニーズをもとに検討します。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			実施保育所数	1か所	新規実施
6	一時預かり事業	こども政策課	<p>保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは短時間労働や病気、冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難な場合に保育所において子どもを保育します。</p> <p>現在は、4か所の保育所で実施していますが、家庭保育者の増加や、ニーズ調査からも多くの利用希望があるため、周知を含めた事業の充実を図ります。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			実施保育所数	4か所	継続実施
7	病後児保育事業	こども政策課	<p>保護者の就労などの都合により病気回復期の子どもを家庭で保育できない場合に、医師の診断書に基づき、子どもを一時的に保育所で預かります。現在、鹿部保育所で実施しており、今後はさらなる事業内容の周知を図ります。</p>		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み 方向
			実施保育所数	1か所	継続実施



③その他の施設における子育て支援

子育て中の親や、子どもがいつでも利用できる居場所づくりなど、さまざまな施設における子育て支援の充実を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	地域子育て支援拠点事業	家庭支援室	つどいの広場「でんでんむし」やひかりマザーズルームにおいて、子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。また、つどいの広場においてブックスタート、ツインズクラブ、相談事業等の実施により、育児負担の軽減や子育て支援を行います。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			実施か所数	2か所	継続実施
2	学童保育所運営事業 (放課後児童健全育成事業)	学校教育課	小学校に通う子どもに遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。 休日保育について、ニーズを把握の上、検討します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			待機児童数	0人	継続実施
3	子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)	こども政策課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行うことにより子ども及びその家庭の福祉の向上を図ります。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			実施か所数	2か所	継続実施

④子育て情報の提供

さまざまな媒体を通じ、子育て家庭等が必要なサービスを利用できるよう子育て情報の積極的な提供に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	子育てに関する情報提供	こども政策課 家庭支援室 青少年総合センター	ホームページや広報などを通じた情報提供を行うとともに、子育て支援情報冊子「子育てBOOK」や「あそびにいこうよ」「でんでんむしだより」等により相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行います。 また、情報誌「こがっち」により、子どもセンター事業や市内外の子どもの体験活動、家庭教育に関する情報を提供します。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			情報提供の充実を図る	充実拡大

⑤経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減に努めることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	経済的支援事業	国保年金課 こども政策課 学校教育課	各種手当の支給、補助や助成制度により家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図ります。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			基準に基づいた支給を行う	継続実施

（2）子育て支援ネットワークづくりの推進

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供するため、関係機関と連携して子育て支援のネットワークづくりを進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	拠点づくり事業	こども政策課 家庭支援室	サンコスモ古賀を中心とした、市内のさまざまな既存施設の有効活用を図り、より一層連携した子育て支援事業を実施します。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			既存施設の有効利用と連携を図る	充実拡大

基本目標 4 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

(1) 要保護・要支援児童対策の充実

関係機関・団体との連携を図り、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応や、支援体制の強化・充実に努めます。また、虐待の未然防止のため虐待防止啓発に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標			
1	要保護・要支援児童ネットワーク事業	家庭支援室 福祉課 こども政策課 健康づくり課 学校教育課	行政、家庭、保育所、幼稚園、学校などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応に努めるとともに、情報共有・共通認識をした上で協議することで、一人ひとりにあった支援を実施します。			
			また、成長の過程において切れ目のない支援体制の構築をめざします。			
			目標（平成 26 年度）		取り組み方向	
			ネットワークの充実を図る		充実拡大	
			指標	目標値 （平成 26 年度）	取り組み方向	
			代表者会議 開催数	年 1 回	継続実施	
実務者会議 開催数	年 38 回	継続実施				
2	児童虐待に関する相談事業	家庭支援室	児童虐待に関する相談に応じるため、家庭支援室に相談窓口を設置しています。相談体制は整ったものの、相談件数の増加や要保護児童対策地域協議会の設置に伴い、相談員の充実等が必要となっています。			
			指標	目標値 （平成 26 年度）	取り組み方向	
			相談員数	4 人	充実拡大	
3	里親事業	家庭支援室	家庭での養育に欠けるなど保護を必要とし、よりきめ細かな養育環境が必要な子どもや、施設における集団養護になじみにくい子どもを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭に預けることで子どもの健全育成を図ります。			
			今後は、里親事業のより一層の周知・啓発に努めます。			
			目標（平成 26 年度）		取り組み方向	
必要とする子どもへの対応を行う		継続実施				

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
4	虐待防止啓発事業	こども政策課	子どもの権利条約の啓発・推進のため、子どもたちが作成したカルタを活用して広報へ掲載するなど啓発活動を行います。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			啓発回数	年 12 回	継続実施

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、就労や生活安定への支援、経済的支援を行い、自立を促進します。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	ひとり親家庭等相談事業	家庭支援室	母子福祉協力員や相談員による相談支援、母子寡婦福祉社会への補助を通じた活動の推進により、ひとり親家庭等への相談体制を強化します。	
			また、今後は母子福祉協力員の適切な配置や、若年層のひとり親家庭等のコミュニティづくり（ワンペアレンツの会）に努めます。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			継続して相談体制の充実に努める	継続実施
2	ひとり親家庭等自立及び就労促進支援事業	家庭支援室	高等技能資格取得を容易にするため、養成訓練のうち一定期間の費用を支給し、ひとり親家庭等の就職や生活安定への支援を行います。	
			また、教育講座を受講した際にその講座費用の一部を補助し、ひとり親家庭等の自立を支援します。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			必要とする人への対応、周知・啓発を行う	継続実施
3	ひとり親家庭等生活支援事業	家庭支援室	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りの世話など日常生活に必要な支援を行います。	
			また、他地域からの要保護者についての生活・教育・就職等の援助を行います。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			必要とする人への対応を行う	継続実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
4	ひとり親家庭等経済的支援事業	国保年金課 家庭支援室	ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進するため、児童扶養手当や母子福祉資金等による経済的支援を行います。	
			今後は関係部署の円滑な情報共有を図り、ひとり親家庭等の自立に向けた支援がよりスムーズに行えるよう努めます。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			必要とする人への対応及び法に基づき 給付・貸付を行う	継続実施

（3）要支援児への支援施策の推進

①療育*事業

要支援児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し療育の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	療育支援事業	健康づくり課	子ども発達ルームにおいて電話・来所での相談や、個別・集団での療育を行い、発達につまずきが引き起こす二次障害の軽減及び保護者の不安の軽減を行います。		
			また、医師や保健師、相談員による療育方針の決定や診断を行い、必要に応じて専門機関の紹介を行います。		
			場合によっては保育所・幼稚園・学校への訪問や、家庭訪問を実施し適切な療育・育児援助を行います。		
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向	
			必要とする人への対応を行う	継続実施	
2	要支援児童加配事業	こども政策課 学校教育課	保育所や学童保育所において要支援児童の受け入れを行い、加配職員の配置により、安心して保育を受けることができる環境づくりに努めます。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			要支援児童受け入れ 保育所数	全 9 か所	継続実施
			要支援児童受け入れ 学童保育所数	すべての学童保育所	継続実施

* 療育：発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

②障害児及びその家庭の負担軽減

特別支援教育^{*}や手当の支給等のさまざまな支援を行うことで、障害児及びその家庭の負担の軽減を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	特別支援教育事業	学校教育課	<p>学校と連携を図りながら、特別支援教室（ひまわり教室）や通級指導教室などにおいて特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援等を行います。</p> <p>また、就学指導委員会において児童生徒一人ひとりのニーズに応じた就学相談・就学指導を行います。</p> <p>さらに小・中学校教諭、幼稚園教諭、保育士を対象とした特別支援教育研修を実施します。</p>	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			支援が必要な児童生徒への指導・支援を行う	継続実施
			特別支援教育研修会を行う	継続実施
2	地域生活における支援事業	福祉課	<p>日中一時支援事業（さくらんぼキッズ）により、一時的に障害児等を預かり、障害児等の家族の就労支援や負担の軽減を図ります。</p> <p>また、障害者生活支援センター咲では、障害児やその家族の相談に応じ、情報提供、助言その他の福祉サービスの利用支援等を行うことで障害児等の地域における生活を支援します。今後は、家族同士の交流活動の支援を積極的に行います。</p>	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			継続して相談、支援等を行う	継続実施
3	親や子ども同士の交流推進事業	福祉課	<p>障害児（者）親の会の補助を行うことで活動の活性化を図り、バスハイクやふれあいバザーなどのさまざまな体験活動を通じて親や子ども同士の交流を推進します。</p>	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			継続して活動補助を行う	継続実施
4	障害児及び保護者への経済的支援事業	国保年金課	<p>障害児への福祉の増進や義務教育の円滑な実施を図るため、各種手当等の支給を行い、保護者の経済的負担を軽減します。</p>	
		学校教育課	目標（平成 26 年度）	取り組み方向
		福祉課	継続して対象者に支給を行う	継続実施

^{*} **特別支援教育**：障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備・子ども等の安全の確保

(1) 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

保護者の多様な働き方やニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めるとともに、子育て講座の実施や男女共同参画・男性の育児参加を推進し、仕事と子育てを両立するための環境づくりに努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	男女共同参画 推進事業	市民共働課	男女がお互いに個性と能力を尊重し合い、あらゆる分野において社会参画できるよう、つどいやセミナーを企画・運営し、また、広報誌における啓発を行うことで、男女共同参画の推進を図ります。 今後は、つどい・セミナーの実施内容の見直しや周知を工夫し、より多くの人に参加してもらえるよう努めます。		
			目標（平成 26 年度）		取り組み方向
			つどい・セミナー、啓発活動を 継続して行う		継続実施
2	男性の家事・ 育児への参加 促進事業	家庭支援室	父親の家事・育児参加の促進を図るため、つどいの広場「でんでんむし」における父と子のつどいの広場や、父親を対象とした子育て講座を実施します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			父と子のつどいの広場 開催回数	年 12 回	充実拡大
			子育て講座開催回数	年 5 回	充実拡大
3	仕事と生活の 調和に向けた 啓発事業	商工振興室 こども政策課	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業や労働者に対し育児休業の取得や時間外勤務の削減、有給休暇取得の促進に向けた啓発を行います。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			啓発の実施回数	年 1 回	新規実施

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
4	多様なニーズに合わせた保育サービスの提供	こども政策課	保護者の多様な働き方やニーズに対応するため、延長保育などのさまざまなサービスの充実に努めるとともに、休日の保育サービス等についても実施を検討していきます。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			20 時までの延長保育 実施か所数	3 か所	継続実施
			休日保育 実施か所数	1 か所	新規実施
5	ファミリーサポートセンター事業 (再掲)	家庭支援室	子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所への送迎や一時的な預かり等の子育て支援を行うことで、保護者の仕事と育児の両立を支援します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			会員数	300 名	充実拡大
6	仕事と育児の両立支援事業	こども政策課	保育所において子育てに関する講座や情報提供を行い、仕事と育児の両立を支援することで保護者の負担軽減を図ります。今後もチラシ・情報誌・インターネット等を通じて周知に努め、参加を促します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			実施保育所数	5 か所	充実拡大

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

①安全な道路交通環境の整備

道路整備や交通安全啓発、防犯灯の設置など、関係機関との連携を図りながら、安全な道路交通環境の整備に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	人にやさしい道づくり事業	建設課	古賀市交通バリアフリー基本構想に基づき特定経路 [※] の歩道をバリアフリー化することにより、移動環境の整備を行い、歩行通行時の安全を確保します。		
			指標	目標値 (平成 26 年度)	取り組み 方向
			特定経路の バリアフリー化率	100%	継続実施

[※] **特定経路**：古賀市交通バリアフリー基本構想において定める、JR古賀駅及びJR千鳥駅とその周辺の公共施設、福祉施設及びその他の施設を結ぶ主要な道路。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
2	防犯灯設置事業	総務課	防犯灯の設置にかかる経費について補助金を交付し、地域の夜間における防犯及び交通の安全を図ります。		
			目標（平成26年度）	取り組み方向	
			申請に応じて補助を行う	継続実施	
3	交通安全啓発事業	建設課	交通事故防止・減少のため、街頭啓発や広報による交通安全啓発を実施します。 また、年4回の安全運動期間中に、駅などでチラシや啓発物資を配布し、交通安全を啓発します。		
			指標	目標値（平成26年度）	取り組み方向
			啓発回数	年5回	継続実施

②安心して外出できる環境の整備

より子育てしやすいまちをめざして、公園の整備、公共施設の子育てバリアフリー化を進め、誰もが安心して外出できる環境を整えます。

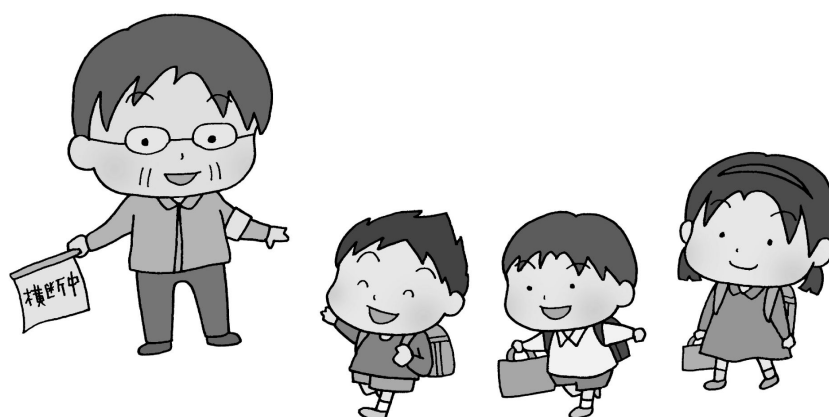
No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	公園整備事業	都市計画課	子どものスポーツ活動や、自然・文化とふれあえる公園づくりをめざし、グリーンパークや都市公園など子どもたちが安心して遊べる公園施設の機能維持・整備を行います。また、スケートボードの練習場の利用促進により、青少年の交流の場づくりや健全育成に努めます。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			公園施設の適正な管理・整備を行う	継続実施
2	公共施設の子育てバリアフリー化推進事業	こども政策課	公共施設において、妊産婦や子ども連れの人たちが利用しやすいような環境整備を行うよう啓発します。 また、妊産婦や子ども連れの人たちが利用しやすい配慮をしている施設の情報提供に努めます。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			該当施設の把握、情報提供、啓発を行う	継続実施

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の充実

①地域ぐるみの防犯活動

関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみの防犯活動を行い、犯罪のない安全な地域づくりを進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	地域における防犯活動事業	総務課	市、自主防犯団体、学校関係者、育成会等による「青色回転灯」装備車でのパトロール、市内タクシーと協力した「タクシー110番車」の運行など、地域ぐるみで犯罪の抑制及び被害の未然防止に努めます。	
			また、自主防犯団体による登下校時の見守りなどの地域に根ざした防犯の取り組みを支援するため、研修会や各小学校区に必要な防犯活動用品の支給を行います。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			青色パトカー、自主防犯団体の増加	充実拡大
2	防犯に関する関係機関・団体との連携促進事業	総務課	警察、行政、PTA、地域、防犯団体との連携を図り、情報交換や防犯情報の共有化を図る連絡調整の場づくりとして、自主防犯団体相互の情報交換会や防犯のまちづくり連絡協議会を開催します。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			関係機関、団体とのさらなる連携を図る	継続実施



②小・中学校における防犯対策

児童生徒が安心して通学できるよう、防犯教室の実施や防犯ブザーの支給などを行い、通学時の安全を確保します。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	小・中学校における防犯対策事業	学校教育課	<p>小・中学校において、犯罪から身を守るための防犯教室等を行います。</p> <p>また、通学時の安全を確保し、安心して通学できるよう、市費で一部を負担して小・中学生に防犯ブザーを支給します。</p> <p>さらに、即時性・確実性が高い「ふくおかキッズガードネットワーク」のシステムによって、保護者や地域の方が、子どもの安全に関する情報等を効果的に共有することで、児童生徒の安全・安心を図るため、システム利用料の一部を市費で負担します。</p>	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			防犯教育等の充実を図る	継続実施
			防犯ブザーの購入・利用にかかる費用の一部を負担する	継続実施

③犯罪等に関する情報提供

子どもを犯罪等の被害から守るため、不審者等の情報提供を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	犯罪等に関する情報提供	総務課	<p>古賀市ホームページや「福岡県防災メールまもるくん」により不審者に関する情報提供を行います。</p> <p>また、ホームページに街頭犯罪の発生状況を2か年分掲載し、犯罪の発生状況等の情報提供に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。</p>	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			必要な情報を適宜発信する	継続実施

④非行防止活動

子どもの非行予防のため、関係機関と連携しながら、声かけパトロールや住民への啓発、有害情報等から子どもを守る環境づくりを進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	非行防止啓発促進事業	青少年総合センター	子どもの非行予防や住民への啓発のため、少年指導員等による声かけパトロールを実施します。また、少年指導員、学校、PTAなど青少年健全育成に関わっている住民や保護者を対象とした講演会を開催します。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			内容等の充実を図る	継続実施
2	有害情報の浄化活動事業	青少年総合センター	有害図書類の回収、有害図書類自動販売機の調査、カラオケ店及びインターネットカフェへの立入調査を行い、青少年が健全に育成される環境を保ちます。	
			目標（平成26年度）	取り組み方向
			各種浄化活動を継続して行う	継続実施

（４）被害に遭った子どもの保護の推進

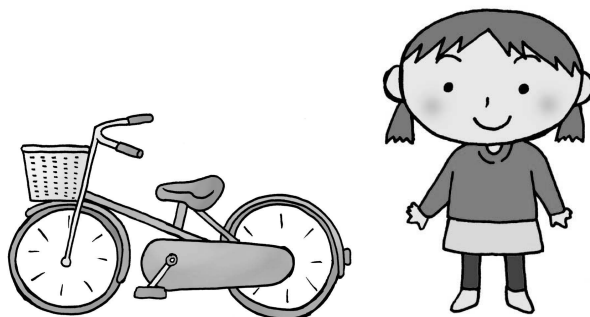
いじめ等の防止に努めるとともに、被害を受けた子どもへの支援を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標		
1	被害に遭った子どもの相談・カウンセリング事業	学校教育課 青少年総合センター	いじめ等による被害を未然に防ぎ、また被害を受けた際の精神的フォローをするため、心の教室相談員による子ども等へのカウンセリングを行います。 また、少年センターでは、電話やメール及び来所面談による相談支援の実施や、悩み相談カードを配布するなど青少年の相談に応じます。		
			指標	目標値 (平成26年度)	取り組み方向
			相談員の配置校数	全小・中学校 (11校)	継続実施

(5) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行い、交通事故の防止や交通安全意識の向上を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容と目標	
1	交通安全教育 推進事業	建設課	小・中学校において自転車講習等の交通安全教室を実施し、小・中学生の交通事故の防止・減少及び交通安全意識の向上を図ります。	
			目標（平成 26 年度）	取り組み方向
			小・中学校において講習を実施する	継続実施



事業一覧

基本目標	基本施策	基本事業	個別事業	頁	
基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する取り組みの充実	(1) 家庭や地域の教育力の向上	① ^{おやちから} 親力(家庭力)向上の支援	家庭教育支援事業	40	
			子育て講座事業	40	
			次代の親の育成事業	41	
		②地域力向上の支援	地域コミュニティにおける子育て支援推進事業	41	
			青少年健全育成に関する指導者の育成・活用事業	41	
			青少年リーダー育成事業	42	
			青少年関係団体の育成・強化事業	42	
			地域人材の活用・交流促進事業	42	
		(2) 子どもの生きる力の育成に向けた環境等の整備	① ^{こちから} 子力(子どもたちの生きる力)向上の支援	生活体験・自然体験学習事業	43
				体験活動事業	43
	キャリア教育の推進事業 (職業体験学習「ドリームステージ」)			43	
	ボランティア教育事業			44	
	青少年活動の情報提供			44	
	②子どもの健全育成に資する場の提供			児童館・児童センターの運営・活用事業	44
			放課後の居場所づくり事業	45	
	③豊かなこころの育成		人権・同和教育等推進事業	45	
			読書活動推進事業	46	
			芸術・文化活動事業	46	
	④健やかな身体の育成		スポーツ活動の場の提供	47	
			部活動・ジュニアスポーツ団体等活性化事業	47	
	⑤幼児教育の充実		幼稚園への支援事業	47	
			幼稚園情報の提供	47	
			幼稚園・保育所・小学校の連携	48	
	⑥確かな学力の向上		学力向上推進会議	48	
			少人数学級における指導支援事業	48	
			小1 プロブレム対策学級補助員配置事業	48	
			中1 ギャップ対策講師配置事業	49	
			不登校児童生徒等支援事業	49	
		外国語教育推進事業	49		
		高等学校等中途退学問題調査研究会議	50		
学習サポート事業		50			
古賀市研究指定委嘱事業	50				
⑦信頼される学校づくり	学校関係者評価委員会事業 (学校評議員事業)	50			

基本目標	基本施策	基本事業	個別事業	頁	
基本目標2 子どもと母親の健康の確保	(1) 子どもと母親の健康の増進	子どもと母親の健康の増進	妊婦等に対する出産準備教育・相談事業	51	
			乳幼児家庭訪問事業	51	
			相談事業	51	
			健康診査事業	52	
			予防接種事業	52	
			歯科保健対策事業	52	
	(2) 子どもの受診環境の整備	①小児救急医療体制の構築	小児医療情報提供	52	
			②乳幼児医療費の負担軽減	乳幼児医療費支給事業	53
	(3) 「食育」の推進	「食育」の推進	発達段階に応じた食に関する学習事業	53	
			地産地消事業	53	
			食に関する啓発事業	54	
	(4) 思春期保健対策の推進	思春期保健対策の推進	性教育や薬物乱用防止教育事業	54	
			こころの相談事業	54	
	基本目標3 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	①家庭における育児の支援	家庭訪問事業	55
				養育支援訪問事業	55
				家庭支援推進保育事業	55
保育所体験特別事業				56	
ファミリーサポートセンター事業				56	
②保育所保育サービス			保育所の整備・機能充実	56	
			保育の質の向上	57	
			通常保育事業	57	
			延長保育事業	57	
			休日保育事業	58	
			一時預かり事業	58	
			病後児保育事業	58	
③その他の施設における子育て支援			地域子育て支援拠点事業	59	
			学童保育所運営事業 (放課後児童健全育成事業)	59	
			子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業)	59	
④子育て情報の提供			⑤経済的負担の軽減	子育てに関する情報提供	60
				経済的支援事業	60
(2) 子育て支援ネットワークづくりの推進			子育て支援ネットワークづくりの推進	拠点づくり事業	60

基本目標	基本施策	基本事業	個別事業	頁			
基本目標4 家庭への支援の充実 特別な支援が必要な子どもや	(1) 要保護・要支援児童対策の充実	要保護・要支援児童対策の充実	要保護・要支援児童ネットワーク事業	61			
			児童虐待に関する相談事業	61			
			里親事業	61			
			虐待防止啓発事業	62			
	(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等相談事業	62			
			ひとり親家庭等自立及び就労促進支援事業	62			
			ひとり親家庭等生活支援事業	62			
			ひとり親家庭等経済的支援事業	63			
	(3) 要支援児への支援施策の推進	①療育事業	療育支援事業	63			
			要支援児童加配事業	63			
		②障害児及びその家庭の負担軽減	特別支援教育事業	64			
			地域生活における支援事業	64			
			親や子ども同士の交流推進事業	64			
			障害児及び保護者への経済的支援事業	64			
			基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備・子ども等の安全の確保	(1) 仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進	仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進	男女共同参画推進事業	65
						男性の家事・育児への参加促進事業	65
仕事と生活の調和に向けた啓発事業	65						
多様なニーズに合わせた保育サービスの提供	66						
ファミリーサポートセンター事業(再掲)	66						
仕事と育児の両立支援事業	66						
(2) 子育てを支援する生活環境の整備	①安全な道路交通環境の整備	人にやさしい道づくり事業		66			
		防犯灯設置事業		67			
	②安心して外出できる環境の整備	交通安全啓発事業		67			
		公園整備事業		67			
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の充実	①地域ぐるみの防犯活動	公共施設の子育てバリアフリー化推進事業	67				
		地域における防犯活動事業	68				
	②小・中学校における防犯対策	防犯に関する関係機関・団体との連携促進事業	68				
		小・中学校における防犯対策事業	69				
	③犯罪等に関する情報提供	犯罪等に関する情報提供	69				
		④非行防止活動	非行防止啓発促進事業	70			
	(4) 被害に遭った子どもの保護の推進		有害情報の浄化活動事業	70			
		被害に遭った子どもの相談・カウンセリング事業	70				
(5) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通安全教育推進事業	71				

第 6 章 目標事業量の設定

ニーズ調査から現状の保育サービスのニーズ量を把握し、これをもとに、施設整備の状況等を踏まえた上で以下のように数値目標を設定します。今後、古賀市の実情に即しながら、本計画の推進を通じて目標達成をめざします。

	事業名		単位	現状値 (平成21年度見込み)	目標値 (平成26年度)
1	通常保育事業		か所数	9か所	9か所
			待機児童数	0人	0人
2	延長保育事業	19時まで	か所数	6か所	6か所
		20時まで	か所数	3か所	3か所
3	休日保育事業		か所数	—	1か所
4	病後児保育事業		か所数	1か所	1か所
5	学童保育所運営事業（放課後児童健全育成事業） （小学4年生まで）		クラブ数	12クラブ	16クラブ
6	アンビシャス広場づくり事業 （放課後子ども教室）		か所数	6か所	8か所
7	地域子育て支援拠点事業		か所数	2か所	2か所
8	一時預かり事業		か所数	4か所	4か所
9	ショートステイ事業		か所数	2か所	2か所
10	ファミリーサポートセンター事業		か所数	1か所	1か所

第 7 章 計画の推進体制

次世代育成支援後期行動計画の推進にあたっては、行政と家庭・地域・企業がそれぞれの役割のもとに、協力・連携しながら取り組むことが重要です。

本計画の推進にあたっては、以下のような役割が十分に認識され、計画が実現されるよう取り組んでいきます。

(1) 行政

本計画の施策を関係部課や関連機関との連携のもとに、計画的に推進し、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

(2) 家庭

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、さまざまな人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。

(3) 地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校中の子どもの安全を気づかうなど、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

(4) 企業（職場）

男性を含めた就業者の家庭生活と職業生活の両立を図るため、育児休業や有給休暇の取得推進、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮などが期待されます。



資料編

古賀市次世代育成支援後期行動計画策定委員会 設置要綱

平成20年10月15日

告示第135号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の実施に関する行動計画(以下「古賀市次世代育成支援後期行動計画」という。)を策定するに当たり、市民その他関係者からの幅広い意見を反映させるため、古賀市次世代育成支援後期行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、古賀市次世代育成支援後期行動計画の策定に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民 2人

(2) 識見を有する者 2人

(3) 市内認可保育所、市内幼稚園、市内小中学校及び市内高等学校から選出された者 5人

(4) 市内各種団体から選出された者 5人

(5) 市内事業所から選出された者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、前条第2項第3号、第4号及び第5号の委員については、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部こども政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

古賀市次世代育成支援後期行動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	氏名	備考
市民	瀧下 美代子	公募委員
	岡田 晴子	公募委員
識見を有する者	横山 正幸	福岡教育大学名誉教授
	齊藤 貫治	古賀市社会教育委員
市内認可保育所、市内幼稚園、市内小中学校及び市内高等学校から選出された者	城井 靖典	古賀市保育所連盟 会長 社会福祉法人 慈照保育園 園長
	◎ 薄 一秀	学校法人 すずき学園 花鶴丘幼稚園 園長
	豊釜 水子	古賀市立花見小学校 校長
	田中 隆義	古賀市立古賀北中学校 校長
	元嶋 雅彦	福岡県立玄界高等学校 教頭
市内各種団体から選出された者	三船 祐偉	古賀市民生委員児童委員協議会 会長
	○ 青木 嘉代子	部落解放同盟裏粕屋地区協議会 書記長
	成田 眞一郎	古賀市行政区長会
	岡崎 智子	古賀市立小・中学校PTA連合会
	末次 威生	古賀市青少年育成市民会議 事務局長
市内事業所から選出された者	筒井 政直	古賀市商工会 理事

◎会長 ○副会長

意見書

わが国においては、合計特殊出生率が平成 17 年には過去最低である 1.26 まで落ち込み、平成 19 年には 1.34 と若干上昇したものの、人口を維持するための水準である 2.08 を下回っており、少子化は依然として進行しています。

そのような中で、古賀市においても、合計特殊出生率は平成 14 年には 1.43、平成 19 年には 1.31 と減少傾向にあり、少子化が進行している状況にあります。

また、近年の家庭を取り巻く環境は核家族化、地域のつながりの希薄化、就労形態の多様化など大きく変化しており、それらを要因に、家庭では子育てに関わった体験が少ない親が増えており、養育力・教育力が低下し、孤立感・不安感・負担感を抱えながら子育てを行っています。そこに育つ子どもたちは、先ほどの要因に加え都市化、情報化などの影響により、体験活動の不足、コミュニケーション能力の低下などからさまざまな問題を引き起こしています。

このような状況下において、社会全体で問題の解決に取り組む必要があり、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族、家庭を支える地域の力が、これから子どもを生み育てていく若い世代や子どもたちに受け継がれ、個々の責任のもと、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができる社会づくりが求められています。

今回の「古賀市次世代育成支援後期行動計画」は、市民ニーズ調査の分析と「古賀市児童育成計画」及び「古賀市青少年プラン」の評価、見直しを行い、これらの計画を発展的に継承し、統合する総合的なプランとして策定されました。この計画には 0 歳から 18 歳までのすべての子どもの健やかな育ちのための施策が各分野にわたり幅広く掲げられています。

これらの施策が確実に実施されるためには、行政のみならず、家庭、地域、企業などが子育ての意義と個々の責任について理解し、相互に連携して取り組んでいくことが必要です。

古賀市次世代育成支援後期行動計画策定委員会は、本計画の推進にあたっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮され、下記の委員会の意見を十分に尊重して、本計画が確実に推進されることを要望いたします。

1. 本計画の内容を市民、地域、企業などに周知することにより、現状認識と課題を共有し、連携に努めること。
2. 本計画に実効性を持たせるためにも、毎年度、進捗状況の管理と事業評価を行い、社会状況の変化などに対応するべく必要に応じて適切な見直しを行うこと。また、その結果については市民に対し分かりやすく公表すること。
3. 関係部局間の連携による総合的な体制のもとに推進すること。
4. 本計画における施策は未来への投資であり、本計画の意義を十分に踏まえた予算措置を行うこと。

平成 22 年 2 月

古賀市次世代育成支援後期行動計画策定委員会

古賀市次世代育成支援後期行動計画

発行年月 平成 22 年 3 月

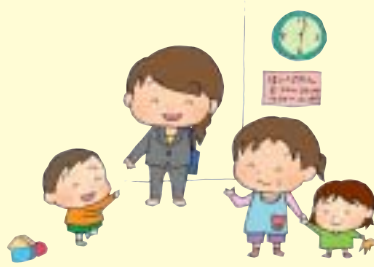
発行 福岡県 古賀市

編集 古賀市 保健福祉部 こども政策課

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 番地

TEL : 092-942-1157 / FAX : 092-942-1154





古賀市次世代育成支援 後期行動計画